

令和7年度八千代市教育委員会第12回定例会

令和8年3月24日

午前10時00分

議 事 日 程

1 開会

2 会議録署名人の指定

3 令和7年度教育委員会第11回定例会会議録の承認

4 報告事項

各課報告等

5 議事

議案第1号 八千代市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の
制定について

議案第2号 八千代市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定
について

議案第3号 八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定
について

議案第4号 八千代市視聴覚教材センター規則を廃止する規則の制定に
ついて

議案第5号 八千代市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保
措置実施計画の策定について

議案第6号 学校運営協議会委員及び地域学校協働活動推進員等の任命
について

議案第7号 職員の任免について

6 報告

報告第1号 臨時代理の報告について

(県費負担職員の任免に関する内申について)

7 閉会

【各課報告等】

- 1 令和8年第1回八千代市議会定例会について（教育次長（学校））
- 2 第6回「『（仮称）みどりが丘小学校分離新設校』設立準備委員会」について（学務課）…資料1
- 3 「みどりが丘第二小学校」説明会の開催結果について（学務課）…資料1
- 4 「教育論文」について（指導課）…資料2
- 5 「令和7年度第2期八千代市学校教育推進計画の施策に係る進捗状況の点検及び評価の結果報告書」について（指導課）…資料3
- 6 図書館まつりについて（中央図書館）…資料4
- 7 スポーツチームとのホームタウン協定締結について（文化・スポーツ課）…資料5
- 8 八千代市スポーツ活動奨励金交付要領の制定について（文化・スポーツ課）…資料6

議案第 1 号

八千代市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の制定について

八千代市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日提出

八千代市教育委員会

教育長 嶺 岸 秀 一

八千代市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

(八千代市教育委員会行政組織規則の一部改正)

第 1 条 八千代市教育委員会行政組織規則（昭和 4 2 年八千代市教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「。以下「法」という。」を削る。

第 1 0 条第 1 項第 8 号中「（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）」を削る。

第 1 1 条中「教育次長」を「部長」に改める。

第 1 3 条の見出し中「課」を「部，課」に改め，同条の表以外の部分中「課を」を「部を置き，それぞれの部に当該中欄に掲げる課を」に改め，同条の表を次のように改める。

部名	課名	班名
学 校 教 育 部	教育総務課	総務班 施設財務班
	学務課	学事班 適正配置推進班 教職員班
	指導課	学力向上班 特別支援教育班 生徒指導班
	保健体育課	学校保健班 学校体育班
生 涯 学 習 部	生涯学習振興課	企画調整班 生涯学習振興班 青少年班
	文化・スポーツ課	文化振興班 文化財班 スポーツ推進班

第 1 4 条を次のように改める。

(部の事務分掌)

第14条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 学校教育部

- ア 教育行政の施策の総括に関すること。
- イ 学校の教育に関すること。
- ウ 学校の保健体育に関すること。
- エ 教育行政の施策に関し他の主管に属しないこと。

(2) 生涯学習部

- ア 生涯学習に関すること。
- イ 社会教育に関すること。
- ウ 青少年に関すること。
- エ 文化に関すること。
- オ スポーツに関すること。

第18条の見出しを「(部長)」に改め、同条第1項中「事務局」の次に「の部」を加え、「教育次長」を「部長」に改め、同条第2項中「教育次長」を「部長」に改める。

第21条の見出し中「参事」を「次長，参事」に改め、同条第1項中「事務局」の次に「の部」を加え、「参事」を「次長，参事」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 次長は、部長を補佐し、部間の連絡調整及び部内の総合調整を行う。

別表教育総務課の項中第17号を第18号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「教育委員会の」を削り、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 部内の連絡調整に関すること。

別表生涯学習振興課の項中第12号を削り、第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 部内の連絡調整に関すること。

別表生涯学習振興課の項中「地域学校協働本部」を「地域学校協働活動」に改める。

(八千代市教育支援委員会規則の一部改正)

第2条 八千代市教育支援委員会規則（昭和54年八千代市教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「八千代市心身障害児就学指導委員会」を「八千代市教育支援委員会」に改める。

第8条中「八千代市教育委員会指導課」を「八千代市教育委員会学校教育部指導課」に改める。

（八千代市教育委員会公印規則の一部改正）

第3条 八千代市教育委員会公印規則（昭和58年八千代市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「八千代市教育委員会教育総務課長」を「八千代市教育委員会学校教育部教育総務課長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（八千代市教育委員会行政組織規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって、同一の勤務条件により、当該右欄の課に勤務を命ぜられたものとする。

教育総務課	学校教育部教育総務課
学務課	学校教育部学務課
指導課	学校教育部指導課
保健体育課	学校教育部保健体育課
生涯学習振興課	生涯学習部生涯学習振興課
文化・スポーツ課	生涯学習部文化・スポーツ課

提案理由

令和8年4月1日から組織改正を行う等のため、関係する規則を改正したい。

議案第 2 号

八千代市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
八千代市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 4 日提出

八千代市教育委員会

教育長 嶺 岸 秀 一

八千代市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

八千代市教育委員会処務規程（平成 9 年八千代市教委訓令甲第 1 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条中第 1 1 号を第 1 4 号とし，第 1 0 号を第 1 3 号とし，同条第 9 号中
「教育次長」を「部長」に改め，同号を同条第 1 1 号とし，同号の次に次の 1
号を加える。

(12) 次長 組織規則第 2 1 条に規定する次長をいう。

第 2 条中第 8 号を第 1 0 号とし，第 4 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ，
第 3 号を第 4 号とし，同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 主管部 当該事務を所掌する部をいう。

第 2 条中第 2 号を第 3 号とし，第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 部 組織規則第 1 3 条に規定する部をいう。

第 4 条中「関係課の合議」を削る。

第 5 条第 1 項中「教育次長」を「主管部長」に改め，同条第 2 項中「教育次
長」を「主管部長」に，「主管課長」を「主管部次長」に改める。

第 6 条の見出しを「（部長代決者）」に改め，同条中「教育次長」を「部長
」に，「主管課長」を「主管部次長（次長が置かれていないときは，主管課長
）」に改める。

第 1 1 条（見出しを含む。）中「教育次長」を「部長」に改める。

別表生涯学習振興課の項中第 5 号を削り，第 6 号を第 5 号とし，第 7 号から
第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和 8 年 4 月 1 日施行の組織改正等に伴い、訓令を改正いたしたい。

議案第 3 号

八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日提出

八千代市教育委員会
教育長 嶺 岸 秀 一

八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
八千代市学校運営協議会規則（令和 4 年八千代市教委規則第 2 号）の一部を
次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項中第 6 号を第 7 号とし，第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰
り下げ，第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和
4 6 年法律第 7 7 号）第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置
の実施に関する事項

第 1 9 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，協議会の会議に関する事務については，当該協
議会が設置される対象学校ごとにおいて処理する。

附 則

この規則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い，学校運営協議
会の承認を要する対象学校の校長が作成する基本的な方針に，業務量管理・健
康確保措置の実施に関する内容を含める等のため，規則を改正いたしたい。

議案第4号

八千代市視聴覚教材センター規則を廃止する規則の制定について
八千代市視聴覚教材センター規則を廃止する規則を次のように制定する。

令和8年3月24日提出

八千代市教育委員会

教育長 嶺 岸 秀 一

八千代市視聴覚教材センター規則を廃止する規則
八千代市視聴覚教材センター規則（昭和46年八千代市教委規則第6号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

視聴覚教材センターを廃止するため、規則を廃止いたしたい。

議案第5号

八千代市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

八千代市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を次のように策定する。

令和8年3月24日提出

八千代市教育委員会

教育長 嶺 岸 秀 一

八千代市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

議案第6号

学校運営協議会委員及び地域学校協働活動推進員等の任命について
 下記の者を任命したいので、御承認願いたい。

令和8年3月24日提出

八千代市教育委員会
 教育長 嶺 岸 秀 一

記

1 学校運営協議会委員

(1) 新たに学校運営協議会を設置する学校

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日

学校名	氏名	7条1項	備考（所属名・役職名）
睦小学校	西村 康彦	3号	睦地区青少年育成連絡協議会 会長
	佐藤 孝之	2号	里山むつみ隊 隊長
	立石 勝巳	2号	睦小学校卒業生
	生頼 由香	2号	睦中学校学校評議員
	田中 明美	2号	睦中学校学校評議員
	上野 真由	2号	睦中学校学校評議員
	山口 和也	2号	睦小学校学校評議員
	三上 由香利	1号	睦小学校PTA会長
	牛島 加代	1号	睦小学校保護者代表
	大井 真由子	1号	睦中学校PTA会長
	睦公民館 館長	7号	
	吉村 昌彦	4号	元 市立中学校 校長

学校名	氏名	7条1項	備考（所属名・役職名）
	睦中学校 校長	4号	
	睦小学校 校長	5号	
村上小学校	千葉 範子	2号	村上地区主任児童委員
	高橋 曾乃子	2号	スクールガードリーダー
	真鍋 健	2号	元 村上小学校 P T A会長
	小泉 輝政	2号	前 村上小学校 P T A会長
	河崎 徹也	1号	村上小学校保護者代表
	高宮 昭裕	4号	元 市立小学校 校長
	村上小学校 校長	5号	
	村上小学校 教頭	6号	
	村上小学校 教務主任	6号	
勝田台小学校	栗根 秀光	2号	勝田地区自治会 会長
	岩澤 勝利	2号	勝田台自治会 会長
	瀬間 めぐみ	2号	勝田台地区主任児童委員
	岡本 哲夫	2号	八千代市社会福祉協議会 勝田台支会 会長
	橋本 周二	2号	勝田台あそび隊 実行委員会 委員長
	原田 聡子	3号	民生委員児童委員
	山本 博志	2号	市民活動推進センター カモミールの森代表
	稲盛 貴光	2号	勝田台おやじの会代表
	村上 篤寛	1号	勝田台小学校 P T A会長
	松前 千春	1号	勝田台南小学校保護者代表
	藤田 章	1号	勝田台中学校 P T A会長
	八千代高等学校 校長	4号	

学校名	氏名	7条1項	備考（所属名・役職名）
	勝田台南小学校 校長	4号	
	勝田台中学校 校長	4号	
	勝田台小学校 校長	5号	
勝田台南 小学校	栗根 秀光	2号	勝田地区自治会 会長
	岩澤 勝利	2号	勝田台自治会 会長
	瀬間 めぐみ	2号	勝田台地区主任児童委員
	岡本 哲夫	2号	八千代市社会福祉協議会 勝田台支会 会長
	橋本 周二	2号	勝田台あそび隊 実行委員会 委員長
	原田 聡子	2号	民生委員児童委員
	山本 博志	2号	市民活動推進センター カモミールの森代表
	稲盛 貴光	3号	勝田台おやじの会代表
	村上 篤寛	1号	勝田台小学校PTA会長
	松前 千春	1号	勝田台南小学校保護者代表
	藤田 章	1号	勝田台中学校PTA会長
	八千代高等学校 校長	4号	
	勝田台小学校 校長	4号	
	勝田台中学校 校長	4号	
勝田台南小学校 校長	5号		
大和田南 小学校	宮本 忠一郎	2号	北町会 会長
	大沼 成子	2号	東町会 副会長
	石田 絢子	4号	千葉県スクールカウンセラー スーパーバイザー
	小林 伸夫	4号	元 市立小学校 校長

学校名	氏名	7条1項	備考（所属名・役職名）
	大澤 浩一	2号	前 消防長
	黒川 太一	1号	大和田南小学校PTA会長
	大和田南小学校 校長	5号	
	大和田南小学校 教頭 (2名)	6号	
村上東小 学校	弓削田 キク子	2号	村上東地区主任児童委員
	西村 誠之輔	4号	明青学園明青幼稚園 園長
	松浦 繁則	2号	村上東小学校まがたま会 会長
	田中 鶴代	2号	村上東小学校学校評議員
	酒井 亮	1号	村上東小学校PTA会長
	吉原 幸子	4号	元 市立小学校 校長
	沓掛 千鶴子	1号	村上東小学校保護者代表
	村上東小学校 校長	5号	
	村上東小学校 教頭	6号	
村上北小 学校	川瀬 弘義	2号	元 村上北小学校PTA会長
	安藤 春香	1号	村上北小学校PTA会長
	山崎 葵	1号	村上北小学校PTA副会長
	中山 幸江	2号	民生委員児童委員
	秋山 廣志	2号	スクールガード
	鳶田 寛子	2号	スクールガードリーダー
	永易 正光	2号	ライオンズマンション勝田台 自治会 会長
	宍倉 博之	4号	元 市立小学校 校長
	八千代東高等学校 校長	4号	
	村上北小学校 校長	5号	

学校名	氏名	7条1項	備考（所属名・役職名）
	村上北小学校 教頭	6号	
睦中学校	西村 康彦	2号	睦地区青少年育成連絡協議会 会長
	佐藤 孝之	3号	里山むつみ隊 隊長
	立石 勝巳	2号	睦小学校卒業生
	生頼 由香	2号	睦中学校学校評議員
	田中 明美	2号	睦中学校学校評議員
	上野 真由	2号	睦中学校学校評議員
	山口 和也	2号	睦小学校学校評議員
	三上 由香利	1号	睦小学校PTA会長
	牛島 加代	1号	睦小学校保護者代表
	大井 真由子	1号	睦中学校PTA会長
	睦公民館 館長	7号	
	吉村 昌彦	4号	元 市立中学校 校長
	睦小学校 校長	4号	
	睦中学校 校長	5号	
大和田中 学校	川城 直紀	3号	大和田中学校学校評議員
	中村 元興	2号	大和田中学校学校評議員
	野原 宏太	2号	大和田中学校学校評議員
	大志民 京子	1号	大和田中学校 P T A会長
	山根 弘行	4号	元 市立中学校 校長
	大和田中学校 校長	5号	
	大和田中学校 教頭 (2名)	6号	
村上東中	大野 力	1号	村上東中 P T A会長

学校名	氏名	7条1項	備考（所属名・役職名）
学校	井下 智子	1号	村上東中 P T A副会長
	廣瀬 実	2号	村上東中学校学校評議員
	伊藤 勝巳	2号	村上東中学校学校評議員
	小川 剛	2号	村上東中学校学校評議員
	岡 聖一	4号	元 市立中学校 校長
	村上東中学校 校長	5号	
	村上東中学校 教頭	6号	
	村上東中学校 教務主任	6号	
村上中学校	高橋 曾乃子	2号	スクールガードリーダー
	石井 茂	2号	村上中学校学校評議員
	千葉 総一郎	2号	元 村上中学校 P T A会長
	田村 英一	1号	村上中学校 P T A会長
	遠藤 昭司	4号	元 市立中学校 校長
	村上中学校 校長	5号	
	村上中学校 教頭	6号	
みどりが 丘第二小 学校	岡田 久恵	2号	みどりが丘小学校保護者会 会長
	中村 真悟	2号	高津・緑が丘地域学校協働本部 地域コーディネーター
	岡本 宗之	2号	新木戸小学校 P T A会長
	宍浦 重智	4号	元 市立小学校 校長
	みどりが丘第二小学校 校長	5号	
	みどりが丘第二小学校 教頭	6号	

※校長，教頭，教務主任及び市職員については，当該の職の者を充てる。

(2) 任期が満了となる学校

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日

学校名	氏名	7条1項	備考（所属名・役職名）
大和田小学校	杉山 晴康	2号	大和田町区自治会 会長
	新谷 等	2号	萱田町区自治会 会長
	大澤 こずえ	2号	八千代市社会福祉協議会 大和田支会 会長
	川城 直紀	2号	すずかけっ子 代表
	八巻 憲一	3号	大和田地区主任児童委員
	小林 裕	2号	民生委員児童委員
	(新任) 石井 正明	1号	大和田小学校保護者代表
	池田 温子	2号	本だいすきの会
	木村 恵子	4号	元 市立小学校 校長
	大和田小学校 校長	5号	
	大和田小学校 教頭	6号	
高津小学校	佐々木 俊一	1号	高津・緑が丘地域学校協働本部 統括コーディネーター
	寺田 好江	4号	元 市立小学校 校長
	伊佐山 巧	3号	地域学校協働活動推進員
	木村 裕希	2号	元 高津小学校PTA役員
	相田 修	1号	高津小学校PTA会長
	高津小学校 校長	5号	
	高津小学校 教頭	6号	
新木戸小学校	一 雅雄	3号	高津・緑が丘地域学校協働本部 地域コーディネーター
	高崎 哲矢	2号	元 新木戸小学校PTA会長
	松本 卓朗	2号	元 新木戸小学校父親の会 会長

学校名	氏名	7条1項	備考（所属名・役職名）
	(新任) 稲垣 隆之	1号	新木戸小学校父親の会 会長
	鈴木 美子	4号	元 市立小学校 校長
	山口 幸恵	2号	スクールガード
	岡本 宗之	1号	新木戸小学校PTA会長
	新木戸小学校 校長	5号	
	新木戸小学校 教頭 (2名)	6号	
萱田小学校	麻生 秀樹	4号	元 市立中学校 校長
	市山 寛朗	3号	萱田FC代表
	中島 崇	1号	萱田小学校PTA会長
	岩澤 良隆	2号	ボルピィ会 会長
	齊藤 祐一	2号	子供たちを明るく健やかに育てる会 会長
	津川 恵美子	2号	パーゴラの会
	高木 雅晴	4号	萱田小学校OB会 会長
	萱田小学校 校長	5号	
	萱田小学校 教頭	6号	
みどりが 丘小学校	菅谷 貢	3号	高津・緑が丘地域学校協働本部 事務局長
	中村 真悟	1号	高津・緑が丘地域学校協働本部 地域コーディネーター
	岡田 久恵	1号	みどりが丘小学校保護者会 会長
	坂井 誠一	4号	元 市立小学校 校長
	(追加) 八千代西高等 学校 校長	4号	
	(追加) 八千代特別支 援学校 校長	4号	

学校名	氏名	7条1項	備考（所属名・役職名）
	(新任) 末永 慎太郎	4号	虹のこころ保育園 理事長
	(新任) 大越 紀明	4号	はぐみの杜保育園 園長
	みどりが丘小学校 校長	5号	
	みどりが丘小学校 教頭(2名)	6号	
高津中学校	一 雅雄	1号	高津中学校PTA会長
	(新任) 白坂 ちえ子	2号	民生委員児童委員
	(新任) 宮本 久生	2号	高津中学校卒業生
	樋口 充紀	3号	地域学校協働活動推進員
	(新任) 太田 公昭	4号	元 市立中学校 校長
	高津中学校 校長	5号	
	高津中学校 教頭 (2名)	6号	

※校長、教頭、教務主任及び市職員については、当該の職の者を充てる。

(3) 委員が追加となる学校

任期：令和8年4月1日～令和9年3月31日

学校名	氏名	7条1項	備考（所属名・役職名）
勝田台中 学校	村上 篤寛	1号	勝田台小学校PTA会長
	松前 千春	1号	勝田台南小学校保護者代表
	藤田 章	1号	勝田台中学校PTA会長
八千代台 西中学校	吉富 誠一	1号	八千代台西中学校保護者代表
阿蘇米本 学園	中嶋 良太	1号	阿蘇米本学園保護者代表

※校長、教頭、教務主任及び市職員については、当該の職の者を充てる。

2 地域学校協働活動推進員

(1) 下記の学校に地域学校協働活動推進員を任命したい。

任期：令和8年4月1日～令和9年3月31日

No.	学校名	氏名	備考（所属名・役職名）
1	大和田小学校	八巻 憲一	大和田地区主任児童委員
2	睦小学校	西村 康彦	睦地区青少年育成連絡協議会 会長
3	勝田台小学校	原田 聡子	民生委員児童委員
4	勝田台南小学校	稲盛 貴光	勝田台おやじの会代表
5	西高津小学校	結城 慶一	元 西高津小学校PTA会長
6	高津小学校	伊佐山 巧	元 高津小学校父親の会 会長
7	南高津小学校	清水 純子	元 南高津小学校保護者会 会長
8	大和田西小学校	池田 温子	本だいすきの会
9	新木戸小学校	一 雅雄	元 新木戸小学校父親の会 会長
10	萱田小学校	市山 寛朗	萱田FC代表
11	みどりが丘小学校	菅谷 貢	元 みどりが丘小学校保護者会 会長
12	睦中学校	佐藤 孝之	里山むつみ隊 隊長
13	勝田台中学校	瀬間 めぐみ	勝田台地区主任児童委員
14	大和田中学校	川城 直紀	大和田中学校学校評議員
15	高津中学校	樋口 充紀	元 高津中学校保護者会 会長
16	東高津中学校	山口 信行	元 高津小学校父親の会 GM
17	阿蘇米本学園	山崎 達也	元 阿蘇米本学園PTA会長

3 地域学校協働活動推進員を統括する統括推進員

(1) 複数校で組織していることから、取りまとめを行う者として、統括推進員を任命したい。

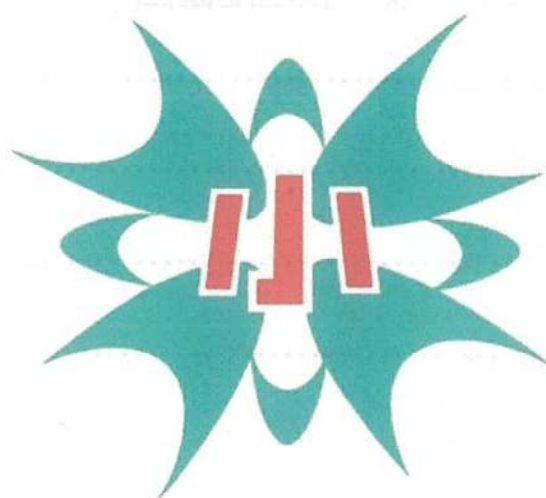
任期：令和8年4月1日～令和9年3月31日

No.	本部名	氏名	備考（所属名・役職名）
1	高津・緑が丘 地域学校協働本部	出倉 幸夫	元 東高自治会 会長

※高津・緑が丘地域学校協働本部は、西高津小学校、高津小学校、南高津小学校、新木戸小学校、みどりが丘小学校、みどりが丘第二小学校、高津中学校及び東高津中学校の8校の学校区で組織。

八千代市立みどりが丘第二小学校

学校説明会 (抜粋)



～次第～

- 1 学校生活・行事予定・通学路等
- 2 始業式・入学式
- 3 質疑応答
- 4 その他

令和8年3月14日(土)

於：みどりが丘小学校 体育館

目 次

	ページ
1 みどりが丘第二小学校の主な時程と持ち物……………	p 1, 2
2 主な年間行事予定（案）……………	p 3
3 みどりが丘第二小学校 教室配置図……………	p 4, 5
4 通学路……………	p 6～9
5 4月6日の予定……………	p 10, 11
6 入学式……………	p 12, 13



1 みどりが丘第二小学校の主な時程と持ち物について

1日の時程や1週間の時間割、学校生活の詳細については開校後にみどりが丘第二小学校よりお知らせします。

- (1) 登校時間 8時00分～8時15分
・8時に昇降口を開けて、8時15分より朝の会を始めます。
- (2) 時間割 1コマ40分授業展開（午前5コマ、午後1コマ）
・給食を食べた後の午後の授業は、集中力が途切れやすく、眠気やだるさに襲われることがあることも鑑み、頭がさえている午前中に授業を集中させ、学力向上を目指していく予定です。
- (3) 下校時刻 月曜日
・1～3年生：13時20分頃
・4, 5年生：14時15分頃（委員会・クラブ・授業）
火～金曜日
・5時間授業の日 14時00分頃
・6時間授業の日 15時00分頃

(4) 1週間の下校時刻の目安（開校後に配付する時間割表でご確認ください）

学年	月	火	水	木	金
1年生	13:20	14:00	15:00	14:00	14:00
2年生	13:20	14:00	15:00	14:00	15:00
3年生	13:20	15:00	15:00	15:00	15:00
4年生	14:15	15:00	15:00	15:00	15:00
5年生	14:15	15:00	15:00	15:00	15:00

- (5) 持ち物 今まで使用していた学用品をそのままお使いください。詳細については、下記を参考にしてください。名札については、始業式、入学式の日配付します。

毎日持ってくる物	机の中または道具袋に入れておくもの
<ul style="list-style-type: none"> ・下敷き ・鉛筆（2Bを5本以上） ・かきかた鉛筆（1・2年生） ・定規 ・よく消える白い消しゴム ・赤青鉛筆 ・名前ペン ・連絡帳 ・連絡袋 ・筆箱（筆箱のカンペンタイプ、ファッション性の高いものは好ましくありません） ・教科書（家庭学習で使わない教科書やノートは学校に置いて帰っても構いません） ・ノート ・ナフキン、マスク、歯ブラシ(袋に入れる) ・ハンカチ、ティッシュ 	<ul style="list-style-type: none"> ・道具箱 ・色鉛筆（12色程度） ・はさみ ・のり ・セロハンテープ ・対象学年の学習において使うもの（ものさし、コンパス、分度器、三角定規など）
その他必要なもの	学年に応じて必要になるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・体操服 ・名札 ・上ばき ・上ばき袋 ・防災頭巾 ・体操服を入れる袋（40×30 cm程度） ・赤白帽子 ・雑巾1枚 ・音楽バック ・水着、水泳帽子 	<ul style="list-style-type: none"> ・図工道具（絵の具セット、彫刻刀など） ・習字道具 ・裁縫道具 ・リコーダー ・鍵盤ハーモニカ ・算数セット ・油粘土、粘土板

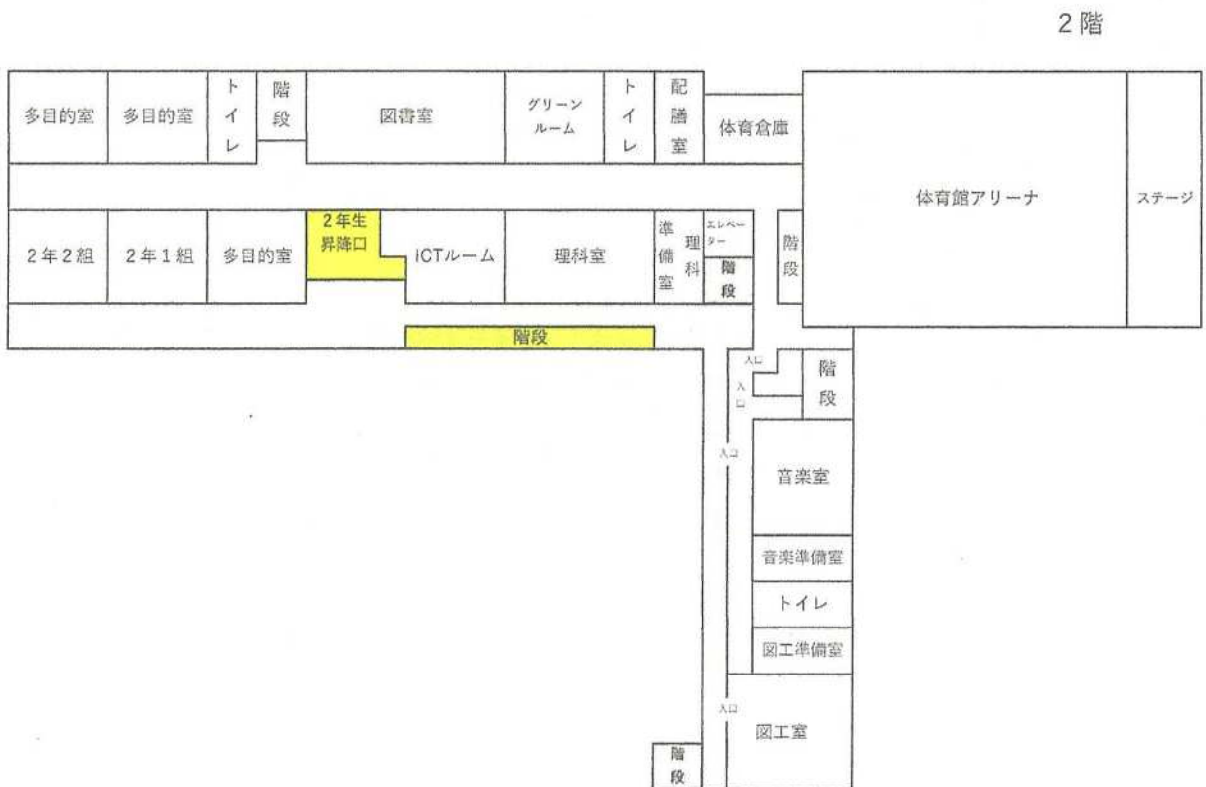
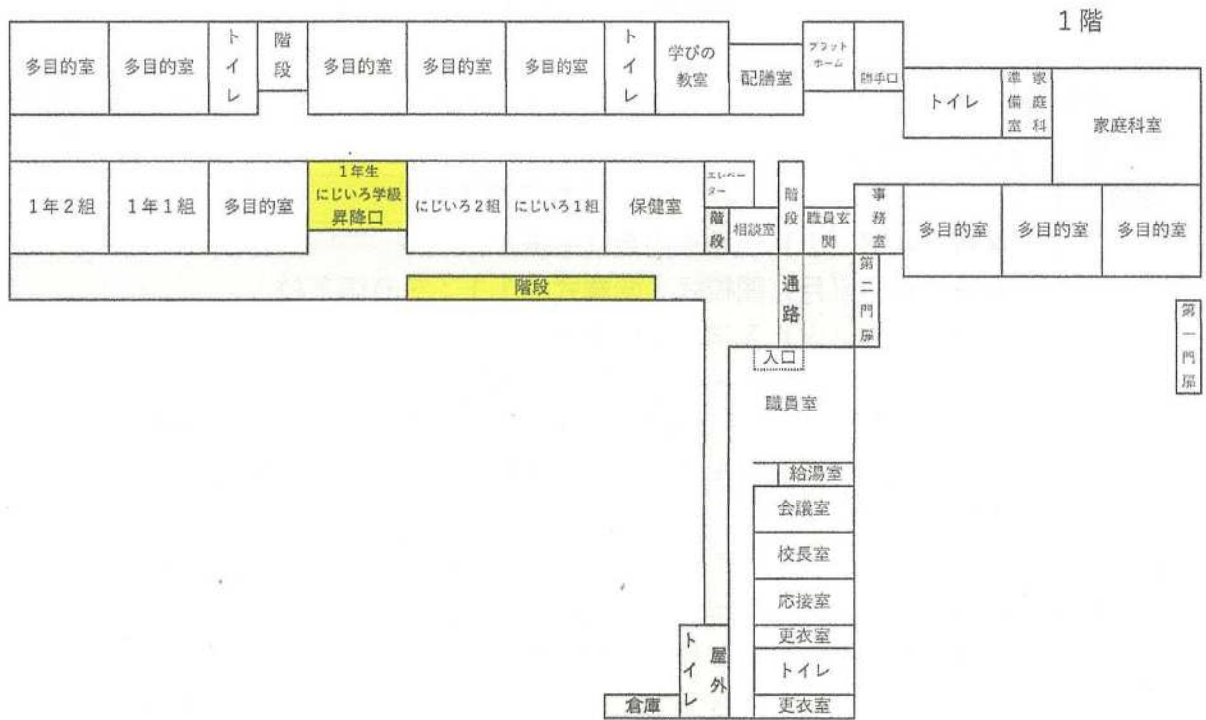
- (6) その他 ・教材等の集金方法についてですが、年度初めは現金での集金とさせていただきます、年度途中より、現金以外の方法で集金させていただく方向で考えております。詳細が決まりましたら、学校よりお知らせします。

2 年間の主な行事予定 (案)

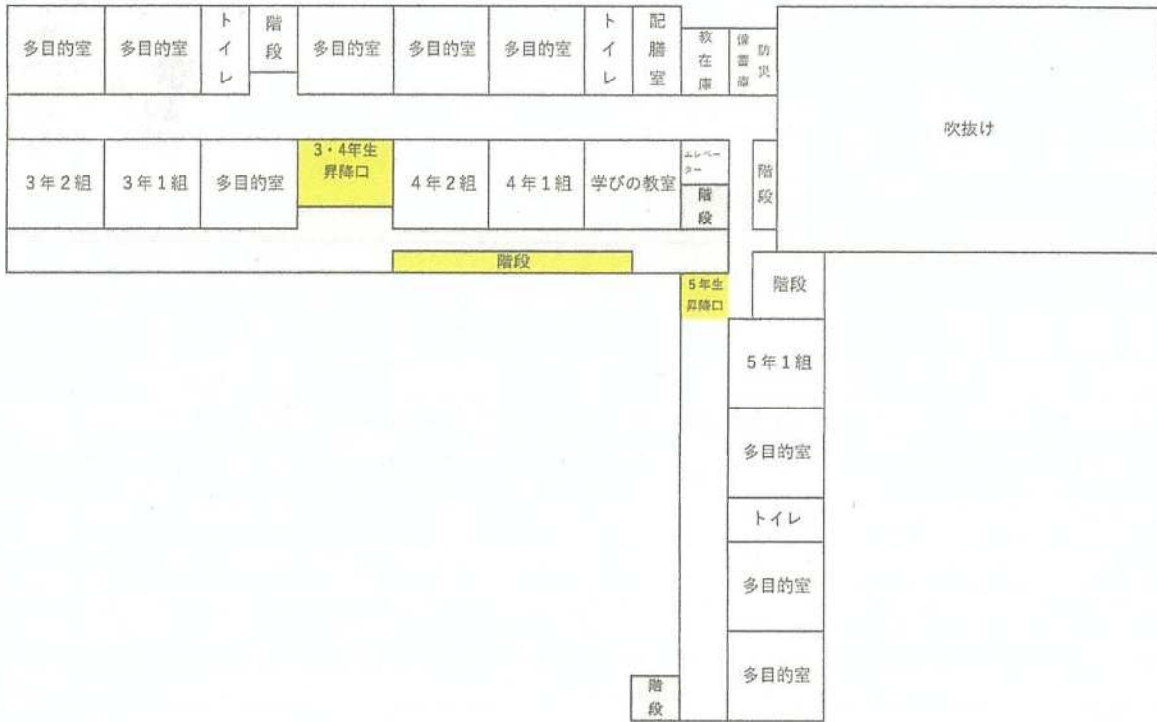
今後変更になる可能性もありますので、詳細については、開校後に配付する年間行事予定表でご確認ください。

学期	主な行事予定
1 学期	4月 4日 (土) 現地案内会 (午後) 4月 6日 (月) 開校式・始業式 11:30頃下校 4月 7日 (火) 入学式前日準備 2・3年生11:50頃下校 4・5年生13:45頃下校 ※お弁当持参 4月 8日 (水) 入学式 (全学年参加) 11:30頃下校 4月 9日 (木) 2～5年生給食開始 14:00頃下校 ※1年生は15日 (水) まで11:00頃下校 4月16日 (木) 1年生給食開始 4月25日 (土) 授業参観・懇談会 4月27日 (月) 振替休業日 5月15日 (金) 開校記念式典 5月29日 (金) 引き渡し訓練 6月上旬 3年校外学習 6月下旬 5年校外学習 6月29日 (月)～7月2日 (木) 保護者面談 7月17日 (金) 1学期終業式
2 学期	9月 1日 (火) 2学期始業式 2日 (水) 給食開始 10月16日 (金) 授業参観・懇談会 10月中旬 2年校外学習 11月 7日 (土) 運動会 ※予備日 (8日 (日)), 振替休業日 (9日 (月)) 11月中旬 1年校外学習 11月下旬 4年校外学習 12月15日 (火)～17日 (木) 保護者希望面談 12月23日 (水) 2学期終業式
3 学期	1月 7日 (木) 3学期始業式 1月27日 (水) 授業参観・懇談会 3月 4日 (木), 5日 (金) 5年手賀の丘宿泊学習 3月24日 (水) 修了式 離任式

3 みどりが丘第二小学校 教室配置図



3階



屋上



(5) 欠席連絡の仕方

- ・当日、体調不良等で欠席する場合は、8時00分から8時15分の間のみどりが丘第二小学校まで電話連絡してください。みどりが丘第二小学校の電話番号は決まり次第、「職員室コネクトサービス」を通してお知らせします。
- ・開校後の欠席や遅刻等の連絡につきましては、「職員室コネクトサービス」を利用しますので、ご承知おきください。（「職員室コネクトサービス」の登録用紙は2～5年生は4月6日（月）、1年生は4月8日（水）に配付します。）

(6) 開校式・始業式の保護者参観について

- ①受付時間 8：40～8：55
- ②場 所 みどりが丘第二小学校体育館
- ③開始予定時刻 9：00
- ④終了予定時刻 9：40
- ⑤その他
 - ・受付時間内にご来校ください。
 - ・上履きと外靴を入れる袋をお持ちください。
 - ・みどりが丘小、新木戸小で使用していた保護者用名札をお持ちください。
 - ・駐車場はありません。
 - ・体育館への入り方は当日ご案内いたします。
 - ・椅子はありません。立ち見となりますのでご了承ください。

(7) その他

- ・開校までにお子様と通学路を歩いていただき、道順や危険な箇所、家から学校までの歩く時間などを一緒にご確認くださいますようお願いいたします。
- ・新1年生のクラス発表は14時00分～15時00分に1年生昇降口前（1階）で行います。お子様の名前が正しく表記されているかどうかの確認をお願いします。上記の時間帯に来校できない方は、同時時間帯に学校ホームページ内（1年生保護者限定）でも公開しますので、そちらでご確認ください。

5 4月6日(月)の登校について(新2年~新5年)

(1) 登校時間 8時00分~8時15分

・8時に昇降口を開けます。早く来ても教室には入れませんので、家を出る時刻の調整をお願いします。

(2) 下校時刻 全学年11時30分頃

(3) 持ち物

- 上履き 筆記用具 連絡帳 連絡袋 防災頭巾
ハンカチ ちり紙 手提げ袋(新しい教科書を持ち帰ります)
安全帽子(黄色) 雑巾2枚(1枚記名・1枚無記名)

※記名していただいた雑巾は、お子さんが清掃の時間等に使います。無記名の雑巾は、学級や学校で使用する雑巾として使わせていただきます。

(4) 当日の主な流れ

時間	児童の動き
8:00~ 8:15	登校 にじいろ学級→1階 新2年生昇降口→2階 新3・4・5年生昇降口→3階 ・昇降口の前に新しいクラスを書いた紙を掲示するので、自分のクラスを確認する。 ・自分の名前シールが貼ってある靴箱を見つけて、上履きに履き替える。 ・新しい教室に入って、朝の支度を整える。
8:15~ 8:40	学級活動(健康観察・当日の動きの説明など)
9:00~ 9:40	開校式・始業式
10:00~ 11:10	学級活動
11:10~ 11:20	下校指導
11:30	下校完了

外にある階段を使って、それぞれの昇降口に行きます

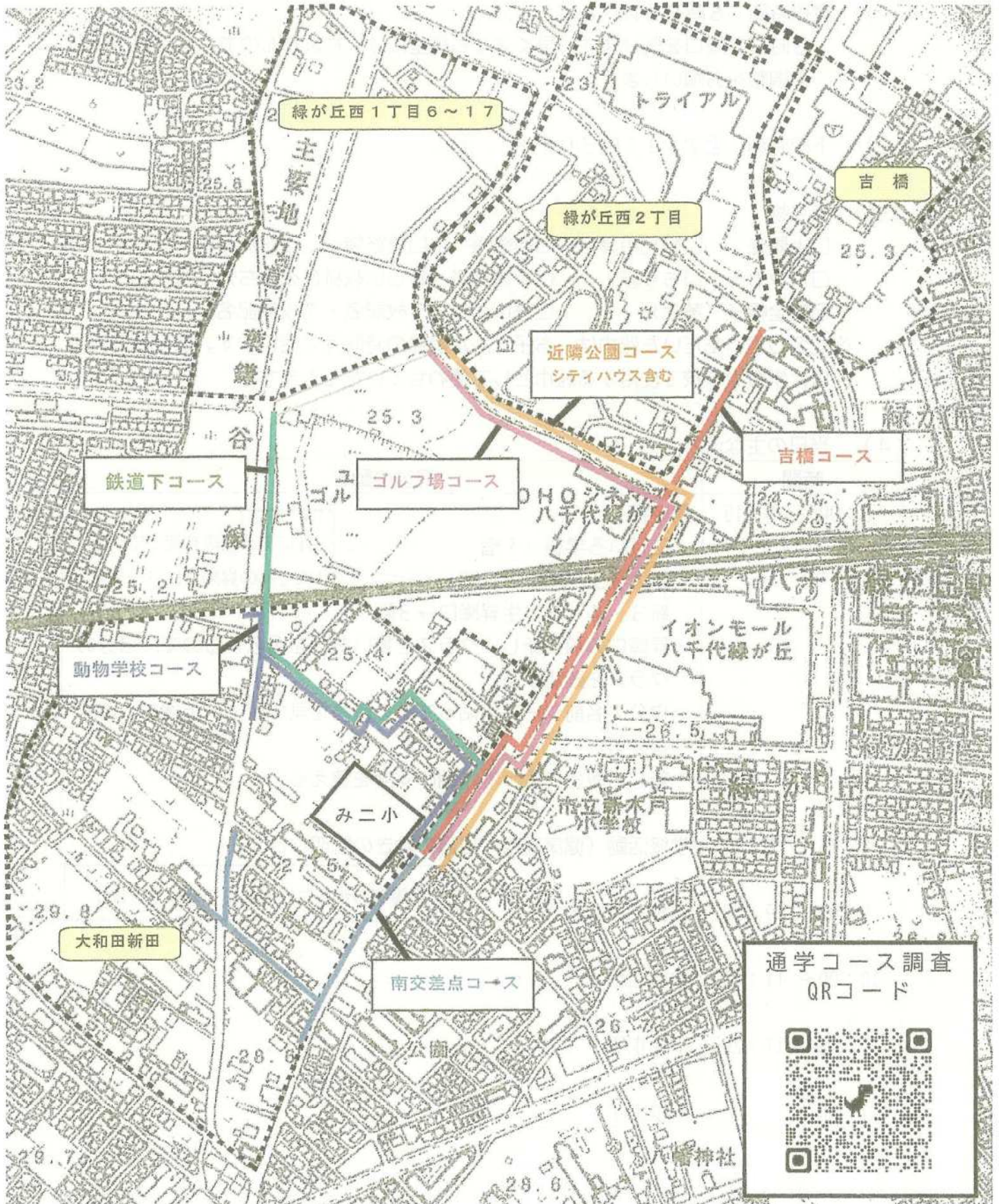
保護者の皆様も体育館にて参観できます

通学コースについて

お願い

お子様の通学コースを把握させていただくため、右下にあるQRコードを読み取り必要事項を入力してください。

回答期限…3月20日(金)



通学路全体図と交差点の横断位置について

「通学路」とは、児童生徒の流れを大きく分け、かつ集中化したものであり、自宅から通学路に至るまでの「通学経路」とは区別します。

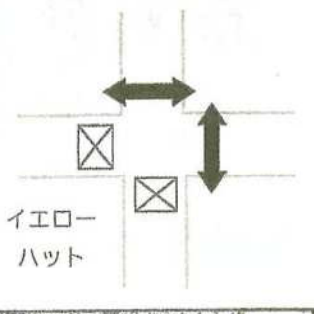
————— (赤いラインが通学路)

↔ 通行可

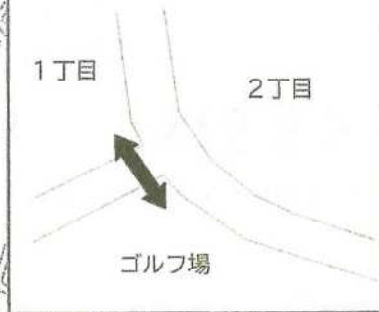
☒ 通行不可

いずれの印もないところには横断歩道がありません。

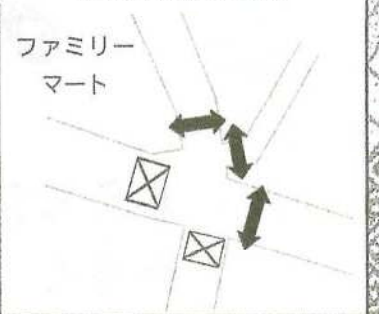
【自動車用品店前交差点】



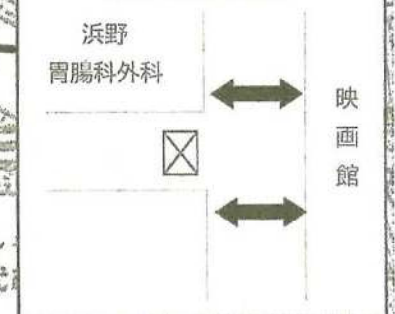
【ゴルフ場北交差点】



【吉橋付近交差点】



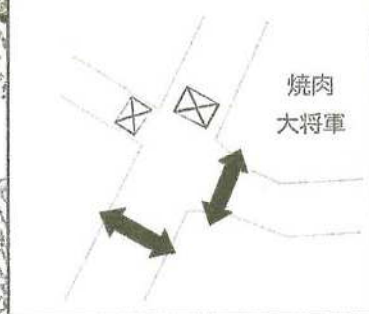
【映画前交差点】



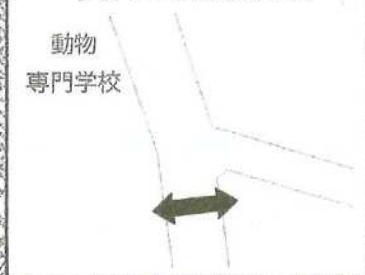
【高架下交差点】



【焼肉店前交差点】



【専門学校前交差点】



どうろをあるくときの 3つのやくそく



1 どうろをあるくときは **みぎのはしを**
あるく ほんどうのしゃどうからとおいところを あるきます



2 どうろをわたるときは…



3 しんごうは **あお** のときだけわたる
わたっているときも、みぎ・ひだりをよくみながら わたりましょう。

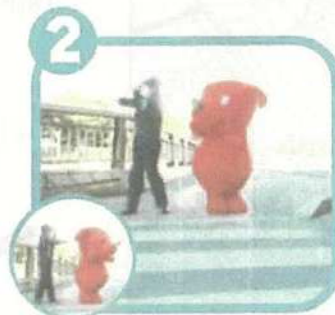


飛び出し防止の あいことば 「とまる・みる・まつ」



どうろを わたるまえに

とまる



くるまが きていないか
みぎ、ひだりを

みる



くるまがきていたら、
とおりにすぎるまで

まつ

チーバくんも
わかってるよ!

チーバくんの
とまる・みる・まつ体操は
ここで見られるよ!



千葉県公式PRチャンネル
(YouTube)

思いやり交通千葉～こども版～

千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

問い合わせ先：千葉県 暮らし安全推進課交通安全対策室 043-223-2263

R7.3作成

4 通学路について



■登下校における基本的な注意事項

普段から次のことを意識させ、身につけさせてください。

- 走らず通常のペースで歩く。
- 歩道の車道寄りを歩かない。
- 横断歩道を渡る時は、「右・左・右」の順でよく確認し、手を挙げて渡る。
- 歩行者用信号が点滅している時は渡らない。途中で点滅した場合には速やかに渡る。
- 道路の横断を待つ時は、車道から離れて待つ（特に大型車の内輪差に注意）。
- 視野が狭くなる歩き方をしない。
 - ・下を見たまま歩かない
 - ・本など手元を見たまま歩かない

(参考資料)

「どうろをあるくときの 3つのやくそく」：千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

■通学コース

通学路を基に6つの通学コースを設定しています。主に使用する通学路に準じて通学コースを確認してください。通学コース名は、安全対策として、児童が通行する方面を把握しやすくなるよう設定しています。

通学コースを事前に確認させていただくため、9ページのQRコードを読み取り、必要事項を入力してください(3月20日まで)。

※資料「通学コースについて」参照

■交差点の横断位置

児童の登下校を見守る立場からも、スクールガード、保護者、地域、教職員等で共通の認識のもと安全指導を行うことが重要です。登下校で利用する際の交差点における横断位置を統一させていただきますのでご確認ください。子どもたちの安全のために、ご理解とご協力をお願いいたします。

※資料「通学路全体図と交差点の横断位置について」参照



6 4月8日（水）入学式の日の登校について

4月8日（水）は全学年で新入生を迎えますので、普段通りの登校となります。

- (1) 登校時間 2～5年生：8時00分～8時15分
 ・新1年生は9時00分より受付を開始しますので、お子様と一緒に
 ご来校ください。

- (2) 下校時刻 全学年11時30分頃

- (3) 当日の主な流れ

在校生（2年生～5年生）	新入生（新1年生）
8：00～ 8：15 登校	※9時前は教室には入れませんので、お気をつけください。
8：15～ 9：40 学級活動	9：00～ 9：20 保護者と一緒に登校
9：40～ 10：10 入学式	9：40～ 10：10 入学式
10：30～ 11：10 学級活動 （5年生は片付け）	10：30～ 11：20 学年活動 （保護者は懇談会）
11：30 下校完了	11：30 保護者と一緒に下校

- (4) 欠席連絡の仕方（新1年生のみ）

当日、体調不良等で入学式を欠席する場合は、8時00分から8時30分の間にみどりが丘第二小学校まで電話連絡してください。みどりが丘第二小学校の電話番号は決まり次第、「職員室コネクトサービス」を通してお知らせします。

なお、入学後の欠席や遅刻等の連絡につきましては、「職員室コネクトサービス」を利用しますので、ご承知おきください。（登録用紙は入学式の日に配付します。）

- (5) 今後について

①4月7日（火）の予定（2～5年生のみ）

午後に入学式前日準備を4・5年生児童で行います。

i 下校時刻 2・3年生 11：50頃

4・5年生 13：45頃

ii その他 ・4年生と5年生はお弁当の用意をお願いいたします。

②4月8日(水)「入学式」(新1年生)

- ・受付は9時00から9時20分です。お子様と一緒にいらしてください。

<留意点>

- ・受付場所は1階昇降口です。
- ・受付前に校舎内に入ることはいけません。

<入学式当日の持ち物>

- ・入学通知書(八千代市教育委員会から1月下旬に送付しました)
- ・学校給食申込書
- ・教科書, ノート等を入れる袋
- ・お子様と保護者の上履き
- ・保護者用外靴を入れる袋
- ・学用品(ひらがなで記名して)
算数セット, 防災頭巾, 色鉛筆, 道具袋(セロハンテープ, 液体のり, はさみ),
油ねん土及びねん土板

(6) その他

- ・受付で入学通知書と学校給食申込書を提出してください。
- ・駐車場はありませんので, お子様と一緒に徒歩でご来校ください。
- ・在校生(2~5年生)に兄弟姉妹がいるご家庭は, 同じ時間帯(11時30分頃)で下校しますので, 一緒に帰ることができます。昇降口前等, 待ち合わせ場所を決めておくとよいです。

【担当課】
八千代市教育委員会
学務課
TEL:047-481-0302

設立準備委員会だより

第6回「(仮称)みどりが丘小学校分離新設校」設立準備委員会を開催しました

新木戸小学校2階ICTルームにて、2月14日(土)午前10時から、第6回「(仮称)みどりが丘小学校分離新設校」設立準備委員会(以下:設立準備委員会)を開催いたしました。

◇第6回設立準備委員会

<1 報告>

(1)「施設・設備」(A部会)

現時点での工事の進捗状況について報告がされました。

現在、内装工事や外構工事など、仕上げとなる工種を中心に行っており、順調に進んでいます。

3月中旬に工事が完了し、最終的な検査を3月25日に行い、その検査が終了次第、完成となります。なお、備品については、令和7年度中に納品できるよう準備を進めています。

(2)「通学路整備」(A部会)

現在の通学路整備状況と今後の方針などについて報告がされました。

県道61号線の整備状況

- ・「歩道部の拡幅」が完了。今後は「ガードパイプの設置」「歩道部のカラー塗装」を中心に、「学校前横断歩道の撤去」「バス停の移動」を予定。「歩道部のカラー塗装」については、塗装前に、側溝のフタを広範囲に渡り新しいものに交換した後で塗装するため、工事の完了は令和8年度の上半期になる見込み。
- ・学校前の2カ所の横断歩道については、3月中旬に撤去予定。
- ・東葉高速鉄道高架下の交差点に横断歩道が整備完了。

県道57号線の整備状況

- ・東葉高速鉄道高架下の交差点に横断歩道が整備完了。

ゴルフ施設北の交差点

- ・八千代警察署から信号機の設置は難しいと回答があったが、その後の説明会などにおいて、保護者からの信号機設置の要望が非常に強かったことから、緑が丘西自治会長様、クオンガーデン八千代緑が丘自治会員様から、八千代警察署長、千葉県警本部長宛に信号機の設置を求める要望書が提出された。また、同じ時期に教育長名で教育委員会からも同様の要望書を提出した。

現在のところ、信号機設置の可否については回答をいただけていないが、改めて検討していただいている。

4月からの開校を控え、信号機の設置も含め、現在予定されている整備が完了するように引き続き関係機関に働きかけていきます。

開校後も、登下校の実態を把握し、学校や保護者の意見を基に通学路の整備に配慮していくとともに、通行する人数や交通量が多い箇所について、教育委員会による見守りを行っていきます。

また、新木戸小学校と通学路を共有する部分が多いため、例えば通学時間帯を分けるために始業時刻をずらすなど、双方の状況をよく把握し、適切な安全対策を行っていきます。



ラーメン店前歩道



ゴルフ施設北交差点

(3)「学校運営」(B部会)

みどりが丘小学校の保護者、教職員、設立準備委員の皆様にご回答いただいた「学校経営に関するアンケート」の結果が報告されました。

アンケート結果を整理すると次の4点が共通する考え方となります。

- ①安全・安心を土台にした学校
- ②子どもを大切に作るあたたかな人間関係
- ③挑戦と成長を支える学び
- ④学校・家庭・地域がつながる学校運営

みどりが丘第二小学校の校長先生には、「安全・安心を基盤に、子ども一人一人が認められ、地域とともに成長する学校」を目指してほしいという皆様からの願いや思いを引き継いでいただき、学校経営の方針に取り入れていただきたいと考えております。

なお、校歌についてですが、具体的な校歌の作成は開校後に校内で実行委員会などを立ち上げて始めることとなりますが、B部会の中で現在みどりが丘小にいる子どもたちの思いや願いも歌詞のヒントになるように、今年度中に言葉を集めて、新しい学校へ引き継いで学校同士のつながりを大切にした歌詞に生かせればと考えました。新しい校歌を皆様に発表できる機会につきましても開校後に検討されていきます。

(4) 保護者・地域連携 (C部会)

学校運営協議会の現状について報告がされました。

みどりが丘第二小学校の学校運営協議会については、令和8年4月1日にスタートできるよう、現在準備を進めており、開校時はみどりが丘小学校の保護者会から1名、市内の元校長先生1名、父親の会1名、みどりが丘第二小学校の校長先生と教頭先生など、最小限の人数でスタートすることを考えています。

今後、開校いたしましたら、支援していただける保護者会の方が固まり次第、校長先生と協議しながら、教育委員会に諮りまして、順次、委員の任命をして、学校運営に協力をしていく予定です。

(5) 開校式・開校記念式典 (全体事務局)

開校式、開校記念式典の開催日は、次のとおりです。

開校式 令和8年4月6日(月)

開校記念式典 令和8年5月15日(金)

開校式当日は、保護者の皆様にもご覧いただけるように調整をしております。

また、開校式および開校記念式典の内容については、現在検討を進めておりますが、子ども達を真ん中におき、子ども達が自分たちの手で学校をつくっていくという意識が高められるよう、活躍の場を多く設定できるようにしていきたいと考えています。

◇教育委員会から

第6回設立準備委員会をもちまして、開校までに必要な内容の協議・検討は終了いたしました。設立準備委員の皆様をはじめ、ご多用の中、説明会等へご参加いただきました保護者の皆様、貴重なご意見をいただいたこと感謝申し上げます。

令和8年4月から「みどりが丘第二小学校」が開校いたしますが、開校後も皆様のお力添えをいただきながら、「みどりが丘第二小学校」の教育を進めてまいります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

なお、これまでの設立準備委員会の記録及び設立準備委員会だよりにつきましては、下記のとおり掲載しております。

◇設立準備委員会の記録

八千代市のホームページ【「(仮称)みどりが丘小学校分離新設校」設立準備委員会 HP】



◇設立準備委員会だより

八千代市教育委員会学務課【八千代市教育委員会 学務課 HP】を参照)

※9月から、リンクが新しくなっておりますのでご注意ください。



令和7年度 八千代市教育論文表彰者 (敬称略)

総合部門(経験年数8年目以上)

賞	氏名	学校	論文名
最優秀賞	山田裕紀 松本麻里花 池田聖未 熊谷直美 新井香苗	阿蘇米本学園	誰一人取り残さない授業づくりの探究と試行 ～主体的・対話的で深い学びの実装～
奨励賞	中井洋子	勝田台南小学校	身近なものを題材とした探究的な学びの実践的研究 知的障害のある児童を対象とした体験的探究活動が 自己肯定感と社会性を育むプロセスについて ー生活技能と表現活動を統合した実践 ～トウモロコシ, 郵便, 麺づくりを事例として～
奨励賞	林将人 帆足文彦	村上中学校 村上小学校	小中連携を交えたキャリアパスポートの活用の充実

若年部門(経験年数7年目以下)

賞	氏名	学校	論文名
優秀賞	三木佐和子	新木戸小学校	自ら学び続ける児童の育成～つながりを大切にして～ 低学年における自学自習, 探究学習の実践

令和7年度
第2期八千代市学校教育推進計画の施策に
係る進捗状況の点検及び評価の結果報告書



令和8年3月
八千代市教育委員会

目 次

第1章 点検及び評価にあたって

1 趣旨	1
2 令和7年度 進行管理委員	1

第2章 施策の点検及び評価

施策1 教育環境の整備	2
施策2 教育内容の充実	3
施策3 多様な教育ニーズに応じた支援の充実	8
施策4 体育・健康・安全に関する教育の充実	9
施策5 教育DXの推進	11

第1章 点検及び評価にあたって

1 趣旨

「令和7年度 第2期八千代市学校教育推進計画の施策に係る進捗状況の点検及び評価」は、「第2期八千代市学校教育推進計画 第4章 計画の進行管理」により行い、その内容を報告書としてまとめ、公表するものです。

第2期 八千代市学校教育推進計画 第4章 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。

このため、八千代市学校教育推進計画の策定後、八千代市学校教育推進計画進行管理委員会を設け、施策の進捗状況について点検及び評価を行い、本計画の推進に生かし、必要に応じて見直すものとします。

2 令和7年度 進行管理委員

区 分	職 名	氏名	学 校 名
学校教育関係者	校長	熊谷 俊彦	勝田台中学校
学校教育関係者	校長	掛川 良治	睦小学校
学識経験者	元校長	相馬 剛	
学識経験者	元校長	吉村 昌彦	
保護者代表	PTA会長	藤田 章	勝田台中学校
保護者代表	PTA会長	奥村 隆志	八千代台西小学校
教育委員会事務局員	教 育 次 長	兒玉 健司	
教育委員会事務局員	教育総務課長	渡邊 久貢	
教育委員会事務局員	学 務 課 長	片波見 昌浩	
教育委員会事務局員	指 導 課 長	加藤 英昭	
教育委員会事務局員	保健体育課長	宗像 洋	
教育委員会事務局員	教育センター所長	向 智広	

第2章 施策の点検及び評価

施策1 教育環境の整備

	取組内容	評価
(1)	<p>学校の適正配置 学務課</p> <p>通学区域の見直しや新たな学校の設置・統合等の検討を行い、教育的及び全市的な観点から、地域の実情に応じた学校規模の適正化を進めます。</p>	<p>通学区域審議会において、新たに中学校を緑が丘西地区に設置した場合の通学区域について検討を行いました。また、学校適正配置検討委員会において、高津地域の小学校の学校規模の適正化について検討を行いました。引き続き、通学区域の見直しや、学校規模の適正化を進めます。</p>
(2)	<p>学校教育施設の整備・改修等 教育総務課</p> <p>学校規模の適正化に応じた施設整備や老朽化が進む学校教育施設の長寿命化改修などを推進します。</p> <p>また、災害時には避難所としても使用される学校教育施設のバリアフリー化や体育館への空調設置などを推進します。</p>	<p>学校規模の適正化及び老朽化対応のため、みどりが丘小学校分離新設校建設事業及び大和田小学校長寿命化改修工事を実施しました。また、中学校体育館の空調設置工事を進めており、令和8年夏の稼働を予定しています。引き続き、長寿命化改修工事に取り組むとともに、学校教育施設のバリアフリー化や小学校体育館への空調設置等、施設整備を進めます。</p>
(3)	<p>就学困難児童生徒の支援 学務課</p> <p>全ての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、就学援助制度の周知を図るとともに申請の利便性の向上に努めます。</p>	<p>年度当初に、全校児童生徒に就学援助制度の案内文を配付するとともに、教育委員会のウェブサイト、広報やちよ、各校の学校だよりを通して周知を図りました。引き続き、制度の周知を図るとともに、申請の利便性の向上に努めます。</p>
(4)	<p>学校の働き方改革の推進 学務課</p> <p>教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子どもに向き合うことができるよう、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の向上に努めます。</p>	<p>教育課程・業務改善検討委員会及び各校において、行事の精選、業務の見直しを行いました。教師の在校等時間の割合*1は目標値よりも下回ったが、さらに減少するよう、教師の「働きやすさ」*2と「働きがい」*3の値が全国の平均値を上回るよう、引き続き、働き方改革を推進します。</p>

【指標】

項目	策定時 R6	現状 R7	目標 R12
・教師の在校等時間の割合 *1 (月 45 時間以上の教師の割合)	小 40% 中 57%	小 30% 中 48%	小 32% 中 46%

<p>・教師の「働きやすさ」の値 *²</p> <p>ア 上司や同僚からの支援 ※数値が高い方がよい</p> <p>イ 職場環境・職場の対人関係のストレス ※数値が低い方がよい</p>	<p>ア 9.0p 缶(8.6p)</p> <p>イ 4.0p 缶(3.9p)</p>	<p>ア 9.1p 缶(7.8p)</p> <p>イ 3.8p 缶(4.3p)</p>	<p>全国の 平均値を 上回る</p>
<p>・教師の「働きがい」の値 *³</p> <p>※数値が高い方がよい</p>	<p>3.3p 缶(3.2p)</p>	<p>3.3p 缶(2.8p)</p>	<p>全国の 平均値を 上回る</p>

※ *1の目標値は、令和4年度から令和6年度までの月45時間以上の教師の割合の平均値を基に設定しました。

施策2 教育内容の充実

	取組内容	評価
(1)	<p>ESDの推進 指導課</p> <p>「誰一人取り残さない」という考えのもと、SDGsが掲げる目標を教育課程に取り入れ、ESDの視点をもった学習を全校において行います。八千代市の学校教育の強みを生かしたESD(ESDカフェ、ESDカレンダー作成)を推進します。また、現代社会における様々な問題を自らの問題として捉え、主体的に行動する児童生徒の育成を目指します。</p>	<p>学校の実態に合わせたESDカレンダーを作成するなど、市内全ての小中義務教育学校でESD教育の推進*⁴に取り組み、実践しました。また、新たに市内9校がユネスコスクールに認定され、2校が認定に向けたチャレンジ期間を開始しました。引き続き、ESDの視点をもった学習を推進し、主体的に行動する児童生徒の育成を目指します。</p>
(2)	<p>教職員の資質向上と確かな学力の育成</p> <p>① 教職員の資質向上 教育センター</p> <p>教職員の資質向上を図るため、ICT機器研修等、各種研修を充実させます。初若年教員に対しては、「千葉県・千葉市教員等育成指標」に対応した研修を充実することで、授業づくり及び学級づくりの実践力を高めます。</p> <p>② 確かな学力の育成 指導課</p> <p>個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進します。校長会との連携、合同訪問、学校要請訪問、教務主任研修会、学習指導研修会等を通じて、効果的な指導の実践</p>	<p>① 教職員を対象に、「対話」を意識した能動的な研修を実施しました。研修の振り返りアンケート*⁶では、肯定的な回答が多く、「誰一人取り残さないことを意識して学級経営に取り組みます」等の感想も見られました。今後も、受講生主体の研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。</p> <p>② 学習指導研修会において、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」等をテーマとした授業参観を行い、参観者が各校で研修内容を周知するようにしました。「授業の内容がよく分かる」と思う児童生徒の割合*⁵が県平均を上回るよう、今後も、主体的・対話的</p>

	事例に係る情報提供等を行います。	で深い学びの実現に向けた授業改善をより一層推進します。
(3)	<p>国際教育・外国語教育の充実 指導課</p> <p>教育課程特例校として全小学校及び義務教育学校が、1・2年生に言語活動科を特設し、入学時から外国語教育を行います。全校にALTを派遣し、年間を通して外国語教育の充実に努めます。</p>	<p>全小学校及び義務教育学校の1・2年生で、外国語教育を行いました。また、全校において、ALTによるティームティーチングを展開し、外国語の授業に意欲的に取り組む児童の割合*7が向上しました。今後も全校へのALT派遣を継続し、外国語教育の充実に目指します。</p>
(4)	<p>豊かな心の育成とウェルビーイングの向上</p> <p>① 人権教育の推進 指導課</p> <p>教育活動全体を通して、児童生徒の人権感覚を高めるとともに自他を尊重する人権意識の啓発を推進します。教職員の資質向上を図るため、学校人権教育研修会を計画的に実施し、学校における人権教育の取組の改善・充実に努めます。</p> <p>② 体験活動・交流活動の充実 指導課</p> <p>児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、発達段階に応じた宿泊体験活動や自然体験活動、職場体験活動などの充実に努めるとともに異年齢による集団活動を取り入れます。</p> <p>③ キャリア教育の充実 指導課</p> <p>児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、社会の中で自分の役割を果たしながら生きることについて考えることができる実践を推進します。また、職業体験活動やキャリアパスポートの活用等を通して、自分らしい生き方を実現していくキャリア教育を促進します。</p> <p>④ 読書活動の充実 指導課</p> <p>公立図書館と学校の連携とともに、図書主任の育成や学校司書の配置など学校図書館の整備充実、多様な子どもの読書機会の確保、読書活動の重要性に関する普及啓発等を通じ、子どもの読書活動を推進します。また、電子書籍の活</p>	<p>① 全校で、学校人権教育の全体計画及び年間指導計画について策定及び点検・見直し*8を行いました。また、人権擁護委員協議会主催の人権教室や学校人権教育研修会を活用して、児童生徒及び教職員の人権意識の啓発を図りました。今後は、研修参加者が校内で情報を共有し、更に推進します。</p> <p>② 校外学習や修学旅行等において、発達段階に応じた宿泊体験活動や自然体験活動の充実に努めました。また、コロナ禍を経て、授業内外で、異年齢による集団活動が積極的に行われるようになりました。引き続き、活動が充実するよう努めます。</p> <p>③ 職業体験活動等の推進により、「将来の夢や目標をもっている」と答えた児童生徒の割合*9が増加しました。小学生の肯定的な回答も県平均を上回るように、家庭や自治会と連携したり、市内の効果的な指導の実践事例を共有したりするなどして、児童生徒のキャリア教育の充実に促進します。</p> <p>④ 図書主任研修会や学校司書研修会を実施し、図書主任の育成や読書活動の重要性に関する普及啓発等を行いました。優秀学校図書館の認定の割合*11がさらに増えるよう、八千代市立図書館と連携して、1人1台端末を活用したデジタル図書の活用の実践事例を広めていく</p>

	<p>用や、デジタル社会に対応した読書環境の整備に努めます。</p> <p>⑤ 道徳教育の推進 指導課</p> <p>児童生徒の社会性やよりよく生きるための基盤となる道徳性を育むために、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進を図ります。また、市の研究指定校等での児童生徒が主体的に問題と捉え向き合う「考える道徳」「議論する道徳」の先進的な取り組みを公開研究会や要請訪問等を通じて広げていきます。</p> <p>⑥ 幼保小連携の推進 教育センター</p> <p>幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るために、接続期カリキュラムを作成し、保育者と小学校教員が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどの連携を推進します。</p>	<p>等、読書環境の整備に努めます。</p> <p>⑤ 要請訪問等を通じて、県の動向や市の研究指定校等の「考える道徳」「議論する道徳」の実践例を紹介したことで、児童生徒が交流し、多面的・多角的に考える授業が増えました。今後も、児童生徒が主体的に問題と捉え向き合う先進的な取組を各校に広げる等、道徳教育の推進を目指します。</p> <p>⑥ 八千代市幼保小連携推進委員会にて、接続期カリキュラムを策定し、幼保小接続における実践段階であるステップ4^{*14}に入りました。今後は、合同研修会を実施して、保育者と小学校教員による連携を図り、幼児期と児童期の学びの接続を推進します。</p>
(5)	<p>郷土愛を育む教育の充実 指導課</p> <p>児童生徒が主体的に活動する学校行事、児童・生徒会活動や「八千代子どもサミット」等の活動を通して、学校や地域の課題や将来について考え、地域社会の一員としての自覚と認識を深め、地域社会を大切にする心や地域社会の発展に主体的に参画する態度を実践的に育てていきます。</p> <p>郷土読本「わたしたちの八千代市」を通して本市及び千葉県 naturally or history, culture etc. as learning materials, and deepening love for hometown education. (Note: I will correct the text to be accurate based on the image content.)</p> <p>郷土読本「わたしたちの八千代市」を通して本市及び千葉県の自然や歴史、文化などを教科横断的に学習し、郷土への誇りや愛着を深めるなど郷土愛を育む教育の充実を図ります。</p>	<p>「みとめあい」をテーマに、「八千代子どもサミット」を開催し、地域の実態に合った持続可能な活動を実践したこと等により、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合^{*12}が県平均を上回りました。今後は、学校生活をよくするために学級会で話し合い、互いのよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合^{*10}が県平均を上回るよう、活動をさらに工夫します。また、郷土読本編集委員会において、「わたしたちのまちみんなのまち」等の編集作業を行いました。引き続き、郷土愛を育む郷土読本となるよう努めます。</p>
(6)	<p>生徒指導と教育相談の充実</p> <p>① いじめ防止対策 指導課</p> <p>「八千代市いじめ防止基本方針」を基に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図り、いじめの根絶に向け、児童生徒の社会性や豊かな人間関係の構築を推進します。</p> <p>各校の生徒指導体制・教育相談体制</p>	<p>① 全校において、「学校いじめ防止基本方針」を見直し、各校の実態に応じて、改定しました。また、いじめ問題対策連絡協議会等では、関係機関が連携して専門的見地から意見交換を行いました。児童生徒が、困りごとや不安を先生や学校にいる大人にいつでも相談でき</p>

	<p>充実のための支援を行うとともに、各校間の情報交換を充実し、関係諸機関との連携を推進します。</p> <p>② インターネットの適正利用による非行防止 青少年センター インターネットに係る非行、犯罪等から子どもたちを守るため、警察との連携を強化し、ネットパトロール、ネット安全教室等を通じてインターネットの適正利用に関する講演や啓発を行い、青少年の非行防止を推進します。</p> <p>③ 青少年の非行防止に関する相談活動 青少年センター 青少年相談を通して、適切な関係機関への連携調整を図ります。</p>	<p>ると感じている児童生徒の割合*13 がさらに増えるよう、生徒指導体制・教育相談体制充実のための支援に努めます。</p> <p>② ネットパトロールでは、個人情報の流出等、危険性のある投稿について当該校へ削除及び指導を実施するように指示しました。また、ネット安全教室では、高校生が青少年指導員として、市内小中義務教育学校4校で正しいネット利用について考えさせることができました。次年度以降もより多くの学校で実施できるように努めます。</p> <p>③ 今年度は、青少年の非行防止に関する相談が1件あり、関係機関につながりました。今後も、広報誌等で青少年の健全育成について、市民に周知します。</p>
(7)	<p>地域社会との連携の推進</p> <p>① 地域とともにある学校づくり 生涯学習振興課 子どもたちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進します。</p> <p>② 「八千代教育サミット」の開催 指導課 市内の幼稚園・保育所等、小中義務教育学校、高等学校、大学、特別支援学校の連携を図り、情報共有や効果的な連携の在り方を探るため、教育サミットを開催し、教育を核とした地域社会の構築に取り組めます。校種を越えて教育理念を共有するとともに、その具現化を推進します。</p> <p>③ 休日部活動の地域移行の実施 保健体育課 部活動の地域連携や地域移行を推進し、子どもたちが、将来にわたって文化スポーツ芸術活動に親しむ環境を整備するとともに、子どものニーズに応じた多種多様な活動を体験できる機会の確保を目指します。</p>	<p>① 令和8年度から、全校がコミュニティ・スクールとしてスタートできるよう、設置支援を行いました。今後は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の推進のため、地域と学校との調整等に努めます。</p> <p>② 「FROM 0 TO 22 しなやかに未来を拓く力を育む学校のあり方」をテーマに、市内の幼稚園・保育所等、小中義務教育学校、高等学校、大学、特別支援学校の所属長等が集まり、学校経営について議論しました。今後、さらに連携を深められるよう、内容の充実に努めます。</p> <p>③ 中学校8校に計15名の部活動指導員を派遣し、部活動の地域連携に取り組みました。専門性の高い指導により、生徒の意欲や技能の向上につながっています。国が示す令和13年度の休日部活動の地域展開完全実施に向けて、推進計画を策定し、段階的に進めます。</p>

【指標】

項目	策定時 R6	現状 R7	目標 R12
・ ESD教育の推進に取り組み、実践した学校の割合 *4	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
・「授業の内容がよく分かる」と思う児童生徒の割合 *5	小 80.0% (県 82.0%) 中 77.6% (県 78.0%)	小 82.0% (県 82.6%) 中 69.9% (県 72.1%)	県平均値を上回る
・研修の振り返りのレポートやアンケートの中で、肯定的な意見を書いた受講生の割合 *6	—	84.1%	増加
・外国語の授業に意欲的に取り組む児童の割合 *7	小 80.4%	小 84.3%	小 85.0%
・学校人権教育の全体計画及び年間指導計画について策定及び点検・見直しを行った学校の割合 *8	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
・「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合 *9	小 82.2% (県 83.2%) 中 65.1% (県 65.4%)	小 83.1% (県 83.5%) 中 69.9% (県 66.8%)	県平均値を上回る
・学校生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いのよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合 *10	小 81.8% (県 82.8%) 中 86.7% (県 86.4%)	小 81.8% (県 82.0%) 中 85.1% (県 85.2%)	県平均値を上回る
・優良・優秀学校図書館認定事業における優秀学校図書館の認定の割合 *11	71% (22校/31校)	74% (23校/31校)	95.9% (30校/31校)
・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 *12	小 82.5% (県 82.5%) 中 74.0% (県 75.8%)	小 81.7% (県 80.2%) 中 76.7% (県 75.3%)	県平均値を上回る
・困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合 *13	小 62.6% (県 64.1%) 中 63.7% (県 65.8%)	小 65.5% (県 67.0%) 中 71.4% (県 71.9%)	県平均値を上回る
・幼稚園・幼保連携型認定子ども園・保育所の教育・保育全体と小学校との接続状況（ステップ0～4） *14	ステップ1	ステップ4	ステップ4

※ *7の目標値は、ALTの勤務時間増等により、策定時より5%程度の向上が可能であると判断し設定しました。

※ *11の目標値は、県「優良・優秀学校図書館認定事業」の葛南教育事務所管内の優秀認定校の割合を基に設定しました。

※ *5, *9, *10, *12, *13 の令和7年度の結果は、令和7年4月17日実施の2025年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査における結果を参照しています。

施策3 多様な教育ニーズに応じた支援の充実

	取組内容	評価
(1)	<p>個に応じた支援の充実 指導課</p> <p>障害の状態等に応じて適切な支援や必要な支援を受けられるよう、個別の教育支援計画・個別の指導計画の効果的な活用を進め、合理的配慮の提供に努めます。特別支援学級等担当者研修会や特別支援教育コーディネーター研修会を通して、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に努めます。</p>	<p>支援を必要とする児童生徒について、市内全ての小中義務教育学校で、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用を行い、保護者や本人と相談しながら合理的配慮の提供に努めるよう研修を進めました。個に応じた、段階的な支援の検討や各計画の記載の仕方については、今後も研修等の取組を継続し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に努めます。</p>
(2)	<p>特別支援教育のための環境整備 指導課</p> <p>地域の実態や一人一人の教育的ニーズに応じて、特別支援学級や通級指導教室の計画的な整備に努めます。また、学習や生活面に困り感を抱える児童生徒について、専門家チームの巡回相談を進めます。どの子どもも学びやすい適切な学習環境の構築に努め、特別支援教育支援員の適切な配置・活用を進めていきます。就学相談については、本人や保護者の意向を尊重した適切な就学先の決定の促進に努めます。</p>	<p>特別支援学級や通級指導教室を計画的に整備することができています。通級指導教室(巡回を含む)の設置校の割合^{*15}は、未設置校に支援が必要な生徒がいないため横ばいとなっていますが、必要に応じて、設置を要望します。今後も、児童生徒が必要な支援を受けられるよう、本人や保護者の意向を尊重した就学相談を実施し、適切な就学先の決定の促進に努めます。</p>
(3)	<p>交流及び共同学習の推進 指導課</p> <p>社会的包摂の観点から、校内の特別支援学級と通常の学級の間で交流及び共同学習を進めます。また、合同作品展や地域における交流を通じて、児童生徒同士の交流を図るほかに、近隣の県立特別支援学校との交流及び共同学習や居住地校交流についても進めます。</p>	<p>通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の児童生徒が、直接または間接的に交流及び共同学習を進められるよう、各校や地域で工夫し、意欲的な取組が見られました。今後も、多様な子どもたちが共に学び合い、支え合う社会の実現に向け、理解啓発を推進します。</p>
(4)	<p>不登校児童生徒への支援の充実 指導課</p> <p>児童生徒が安心して教育を受けられるよう学校内外の教育支援センターや関係機関等との連携、必要な教育相談体制を</p>	<p>スクールソーシャルワーカーの活用を推進し、関係機関との連携に繋げることができました。また、市内の校内教育支援センター設置率^{*16}が向上しました。これらのこ</p>

	充実し、不登校児童生徒の状況に応じた多様な学びの場の確保による支援を行います。また、校内教育支援センターの設置の促進やICT機器の活用等を通じて全ての不登校児童生徒の教育機会の確保に努めていきます。	とにより、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない、または学校の教職員から継続的に相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合*17が減少しました。今後も、配置人材の予算を要望する等、不登校児童生徒の教育機会の確保に努めます。
(5)	日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実 指導課 日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対し、外国人児童生徒等教育相談員を派遣し、日本語指導が必要な児童生徒の指導体制の充実を図ります。	学校と連携を図り、日本語指導を必要とする全ての児童生徒に対し、外国人児童生徒等教育相談員を派遣し、日本語指導*18と生活支援を行いました。今後も、日本語指導担当者等研修会を実施する等、日本語指導の充実を目指します。

【指標】

項目	策定時 R6	現状 R7	目標 R12
・通級による指導を受けている児童生徒の増加に伴う、通級指導教室（巡回を含む）設置校の割合*15	小 100 % 中 81.8 %	小 100 % 中 81.8 %	小 100 % 中 100 %
・校内教育支援センターの設置率 *16	小 60 % 中 90.9 %	小 90 % 中 100 %	小 100 % 中 100 %
・不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない、または学校の教職員から継続的に相談・指導等を受けていない児童生徒の割合 *17	小 3.0 % 中 1.8 %	小 1.9 % 中 1.2 %	小 0 % 中 0 %
・日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導を受けている児童生徒の割合 *18	100 %	100 %	100 %

施策4 体育・健康・安全に関する教育の充実

	取組内容	評価
(1)	学校体育の充実 保健体育課 児童生徒の体力向上を図るために、授業内容の充実と地域スポーツとの連携を推進します。 また、初若年体育実技研修会等を通じて、教師の指導力の向上を図り、児童生徒が生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資	初若年体育実技研修会や体育主任研修会を通して、授業時の安全面や身につけさせたい資質・能力等の確認を行いました。また、要請訪問等において、指導・助言を行い、授業力向上を図りました。1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満の児童生徒の割合*19は、中学校の女子以外は高くなっています。豊かなスポー

	質・能力の育成を目指します。	ツライフを実現するための資質・能力を育む授業づくりをより一層推進します。
(2)	<p>学校保健の充実 保健体育課</p> <p>児童生徒が生涯にわたって健康で安全な生活を送るため、自分の健康に関心を持ち、自ら生活習慣を見直したり、自分自身の健康を増進したりしようとする態度の育成に努めます。また、薬物乱用防止や多様性を含む性の正しい知識に関する指導を行い、生涯を健康でたくましく生きる資質・能力の育成を目指します。</p>	<p>各校において、家庭と連携して生活習慣を見直す等の取組を行い、毎日同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合^{*20}が増加しました。また、外部講師や学校医等による性教育やがん教育、薬物乱用防止教育や歯科保健教育等を継続的に実施し、生涯を健康でたくましく生きる資質・能力の育成を目指します。</p>
(3)	<p>学校給食・食育の充実 保健体育課</p> <p>学校、地域、栄養教諭等と連携した食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食における地場産物の積極的な活用や、各校における残食を減らす取組を通して、児童生徒への食育を推進します。</p>	<p>栄養教諭、学校栄養職員が学年を限定し、全校で食に関する指導を実施することができました。残食率については、横ばいであることから、各校における給食指導や食に関する指導の充実をより一層推進します。</p>
(4)	<p>学校安全の推進 保健体育課</p> <p>児童生徒が生涯にわたって安全な生活を送るための危険予知・危険回避の能力を育てる安全教育を推進します。</p> <p>また、学校や地域と連携して安全安心な通学路の整備を進め、児童生徒の命を守る地域社会の構築を目指します。</p>	<p>本市で起きた交通事故に対して、緊急の通学路点検や交通安全指導を行いました。児童生徒の登下校時における救急搬送を伴う交通事故件数^{*21}を無くすように、今後も継続的に安全教育を行うことで、危険予知・危険回避の能力を育てるとともに、児童生徒の命を守る地域社会の構築を目指します。</p>

【指標】

項目	策定時 R6	現状 R7	目標 R12
<p>・1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満の児童生徒の割合^{*19}</p> <p>※数値が低い方がよい</p>	<p>小男子 10.3%</p> <p>小女子 13.6%</p> <p>中男子 7.9%</p> <p>中女子 23.2%</p>	<p>小男子 9.8%</p> <p>小女子 17.3%</p> <p>中男子 8.1%</p> <p>中女子 21.7%</p>	<p>小男子 6.3%</p> <p>小女子 11.6%</p> <p>中男子 6.0%</p> <p>中女子 19.1%</p>
<p>・毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合^{*20}</p> <p>※数値が高い方がよい</p>	<p>小 80.0%</p> <p>中 78.3%</p>	<p>小 81.6%</p> <p>中 80.4%</p>	<p>小 83.0%</p> <p>中 81.0%</p>
<p>・児童生徒の登下校時における救急搬送を伴う交通事故件数^{*21}</p>	<p>(R5) 小 5件</p> <p>中 1件</p>	<p>(R6) 小 4件</p> <p>中 1件</p>	<p>小 0件</p> <p>中 0件</p>

※ *19 の目標値は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査における平成 28 年度以降の全国の最低値を設定しました。

※ *20 の令和 7 年度の結果及び目標値は、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査における平成 28 年度以降の最高値を設定しました。

施策5 教育DXの推進

	取組内容	評価
(1)	1人1台端末の活用 教育センター 情報教育主任研修会や夏季研修会等を通して、教師のICT活用指導力の向上に取り組みます。児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて学習を進めたり、友達と意見を共有したりすることで、個に応じた指導を推進します。	夏季研修会では、全教職員を対象にICT機器についての研修を行いました。ICT活用指導力(授業にICTを活用して指導する能力)のある教師の割合 ^{*22} が増えるよう、引き続き、ICT活用推進指定校における研究を進めるとともに、その研究成果を全校に展開します。
(2)	児童生徒の情報活用能力の育成 教育センター ICT支援員や校内研修講師の派遣を行い、児童生徒が情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用するための情報活用能力の育成を図ります。また、デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力を育成することを目的としたデジタル・シティズンシップ教育を推進します。	外部より有識者を講師として招き、中学校全校、小学校複数校で児童生徒に対して、情報モラルについての講演を行いました。ICT活用指導力(児童生徒のICT活用を指導する能力)のある教師の割合 ^{*23} 、児童生徒同士がやりとりする場面でのICT機器の活用頻度 ^{*24} が増えるよう、引き続き、デジタル・シティズンシップ教育を推進します。
(3)	校務DXの推進 教育センター 校務支援システムの各種データ連携によって校務の効率化を図り、教職員の事務負担の軽減や、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教育の質の向上へとつなげます。	令和7年9月に教育ネットワークシステムの更新を行いました。ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合 ^{*25} が増加傾向にあるため、校務の更なる効率化を図ります。
(4)	ICT環境の整備 教育センター 1人1台端末環境を円滑に利用できる高速大容量ネットワークの整備及び維持管理を行います。十分なサポート体制の構築を図るために、情報セキュリティ担当者会議、教育の情報化推進委員会等の各種会議や研修、ICT支援員や校内研修講師の派遣等も行います。	校内ネットワークを刷新し、文部科学省が示す「当面の推奨帯域」(デジタル学習基盤を円滑に活用するために、各校が確保すべきネット環境の基準)を満たすことができました。各種研修会において、セキュリティや利活用について取り上げました。今後はネットワーク活用のための具体的な方法の共有などを行い、全校の活用を促します。
(5)	緊急時の対応 教育センター 児童生徒が、遠隔・オンライン教育を取り入れた家庭学習や休校などの非常時でも学習できるICTの環境整備を進めます。	教育委員会から保護者に直接連絡する機能を導入し、緊急時に備えています。オンライン授業も行える環境はありますが、今後も、注意点の共有等ソフト面を整えます。

【指標】

項目	策定時 R6	現状 R7	目標 R12
・教師のICT活用指導力（授業にICTを活用して指導する能力）のできるもしくははややできると答えた割合 *22	小 85.8% 中 72.6%	小 81.2% 中 85.5%	小 100% 中 100%
・教師のICT活用指導力（児童生徒のICT活用を指導する能力）のできるもしくははややできると答えた割合 *23	小 87.0% 中 74.2%	小 84.6% 中 85.8%	小 100% 中 100%
・児童生徒同士がやりとりする場面でのICT機器の活用（週3回以上ICT機器を使用している）頻度 *24	小 15.0% 中 18.2%	小 45.0% 中 9.1%	小 100% 中 100%
・ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合 *25	小 35.0% 中 36.4%	小 45.0% 中 45.5%	小 100% 中 100%

※ *24, *25 の令和7年度の結果については、令和7年4月17日実施の2025年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査における結果を参照しています。

2026年2月16日(月)～3月2日(月)
図書館システム更新のため休館いたします

図書館 まつり

テーマ
伝える
×
つながる

2026年3月14日(土)15日(日)
10:00-17:00
TRC八千代中央図書館

ほんぺん
(施設マスコットキャラクター)

アクセス



動画でわかる!
村上駅～



Youtube

大人も子どもも
図書館を楽しめる2日間!

お問い合わせ：TRC八千代中央図書館 (☎047-486-2306)
指定管理者：オーエンス・TRCグループ

図書館まつり イベントスケジュール

お申込みは電話、またはインフォメーションカウンターにて



3/14
Sat.

要予約
無料

耳で楽しもう！ ストーリーテリング

時間：11:00～11:30 申込：2月4日(水)10時～

対象：小学生 先着20名（保護者1名
同伴可） 場所：グループ学習室

おはなし会でお馴染みのムウばあちゃんによる初めてのイベントです。いつもとは違う、耳で楽しむおはなし会を聴きにきてください。



3/15
Sun.

要予約
無料

きららさんの人形劇

時間：11:00～12:00 申込：2月3日(火)10時～

対象：小学生以下 先着30名（保護者
同伴可） 場所：研修会議室

人気のおはなし会でお馴染み、きららさんによる素敵な人形劇です。きららさんのお話に、人形たちが活躍する魅力的な世界、是非お楽しみください。



3/14
Sat.

要予約
無料

大人のための ストーリーテリング

時間：13:30～14:00 申込：2月4日(水)10時～

対象：中学生以上 先着20名
場所：グループ学習室

ムウばあちゃんが大人のために語ります。ムウばあちゃんの優しい声で紡がれる素話、是非聴きにきてください。



3/15
Sun.

無料

四季のステンシル ワークショップ

時間：①10:30～11:30 ②14:00～15:00
申込：不要

対象：中学生以上 各回先着6名
場所：グループ学習室

身近な材料でできるワークショップです。無地のバッグに季節の絵柄をステンシルします。完成したバッグは、その日に持ち帰りができます。当日先着順・各回1時間。



3/14
Sat.

要予約
無料

コーヒーマスターが教える 世界のコーヒー飲み比べ体験

時間：13:00～15:00 申込：3月6日(金)10時～

講師：北見義弘氏 対象：16歳以上
先着10名 場所：図書館入口付近
アドバンスト・コーヒーマスターの資格を持つ北見義弘氏をお呼びします。ラテンの音楽をBGMに珈琲豆のお話を聴きながら、数種類のコーヒーの飲み比べを楽しみませんか。



両日

無料

つながるおはなし会

時間：①10:00～②11:00～ ③14:00～④15:00～
申込：不要

対象：児童 場所：おはなしのへや
本だいすき！の会さんによる「伝える×つながる」をテーマにした、スペシャルなおはなし会！各回30分の読み聞かせを開催します。大型絵本や手あそびをして、みんなでたのしみましょう！



両日

展示〈本のウラ話〉

場所：インフォメーションカウンター前

普段は見えない図書館資料のウラ側に迫ります。本が届くまでの仕組み、図書館資料の大切な役目と、改めて考えてほしい本の扱い方について展示します。



両日

まつり連動企画 案内マップde引換！

場所：図書館内 緑のテント
引換時間：10:00～17:00

館内の案内マップでノベルティグッズが貰える！
2月開催のギャラリーまつりと図書館まつりの各まつりシールを両面に貼付したマップ1枚につき1個交換可・なくなり次第終了（まつりシールは緑のテントで配布）



お問い合わせ：TRC八千代中央図書館（☎047-486-2306）

指定管理者：オーエンス・TRCグループ

スポーツチームとのホームタウン協定締結について

1 概要

本市を本拠地として活動するスポーツチームと連携し、スポーツ活動を推進するとともに、地域の活性化を図ることを目的として、以下の団体と令和8年2月9日に協定を締結しました。

- (1) 一般社団法人 BIG BLUES (BIG BLUES 八千代ベイ東京)
- (2) 株式会社KoKoKaRa (YACHIYO FLAGS)



2 協定の主な内容

(1) 連携事項

- ・スポーツ活動の推進に関すること
- ・地域の活性化に関すること など

(2) 支援事項

- ・ホームゲームの会場確保
- ・ホームゲームの周知・啓発
- ・チームが市内で行うイベント等の周知・啓発
- ・チームの練習場所の確保 (YACHIYO FLAGS)

3 今後の具体的な取組

- ・市内でのホームゲームの開催
- ・各競技の普及活動として学校・学童などにてスポーツ教室やクリニックの開催
- ・ニュースポーツ(トリスリーボール)体験会の開催
- ・バスケットボールスクール開校 (YACHIYO FLAGS) など

運営事業者・スポーツチームの概要と実績

(1)一般社団法人 BIGBLUES(ビッグブルーズ)

運営チーム名	BIG BLUES 八千代ベイ東京
競技種目	ラグビー
属するリーグ	社会人地域リーグ トップイーストCグループ
成績	2025年:8チーム中2位(6勝1敗) 上位グループの入れ替え戦に臨むも敗戦 2024年:8チーム中7位(2勝5敗)
ホームゲーム (開催実績)	2025年:1回(令和7年11月16日(日)八千代市総合グラウンド) 2024年:3回(八千代市総合グラウンド)
目標	JAPAN RUGBY LEAGUE One 昇格
練習	市外ラグビー場や河川敷など各所
スクール	場所:高津運動公園グラウンド ①対象:小学3～6年生 時間:水曜日 17:00～18:30 ②対象:中学1～3年生 時間:水曜 18:30～20:00 その他 市川市, 千葉市2か所にて実施
市内活動	①八千代ラグビーフェスタ ラグビー体験会(小学生約120人), 招待試合, チアダンスパフォーマンスなど実施 来場者:約200人 ②小学校や保育園でのタグラグビー教室の開催 ③社会福祉協議会と災害時パートナーシップ協定締結 平時の地域防災活動や有事の際の協力 ④福祉教育出前講座協力「心のレジリエンス」



(2)株式会社 KoKoKaRa

運営チーム名	YACHIYO FLAGS(ヤチヨ フラッグス)
競技種目	3×3(スリーエックススリー, 3人制バスケットボール)
属するリーグ	3XS DIVISION2 URBAN CONFERENCE (トライクロス ディビジョンツー アーバン コンフィレンス)
成績	2025年:8チーム中6位 2024年:18チーム中4位 4位以内に付与される世界大会に繋がるトーナメント出場
スローガン	「YACHIYO FLAGS から未来の日本代表選手を。そして、八千代から世界へ。」
ホームゲーム (開催実績)	2025年:1回(令和7年10月5日(日)秀明大学)優勝 2024年:1回(令和6年10月20日(日)総合運動公園)
練習	中学校体育館, 総合運動公園バスケットボール広場にて
スクール	令和8年度から開校
市内活動	①市内ミニバスチームや中学校でのクリニック実施 2025年:12チーム 300人が参加 2024年:7チーム 150人が参加, ②社会福祉協議会と包括連携協定締結 ③市内各所イベントへの参加(シュート体験, 運営スタッフ協力)



八千代市スポーツ活動奨励金交付要領の制定について

令和 8 年 3 月 2 4 日

1 制定の目的

本市において、本市出身の選手が出場したパリオリンピックをきっかけに、スポーツへの関心はより高まっています。また、近年において、柔道やスポーツクライミング以外でも、本市にゆかりのある方が、広域な大会で活躍しております。選手たちの活躍は、市民にとって誇りであり、市民のスポーツ活動への関心や意欲を高めることにもつながります。

このことから、スポーツ活動において国際大会、全国大会、関東大会に出場する等の顕著な成果を挙げた者に対し八千代市スポーツ活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することで、市が当該成果者を称えるとともに、本市におけるスポーツ活動の推進を図ることを目的として、本件要領を制定するものです。

2 制定内容

(1) 対象者（※出場する競技の実施日において判断）

①本市在住者 ②市内に所在する事務所等に属するクラブその他の団体

(2) 対象となる大会

- ① オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会、ユースオリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、アジアパラ競技大会
- ② 日本選手権大会その他全国的な規模で行われる大会であって市長が別に定めるもの
- ③ 関東大会その他の一定規模以上の地域において行われる大会（②を除く。）であって市長が別に定めるもの

(3) 奨励金の額

- ① 国際大会
 - ア 個人：1人につき3万円
 - イ 団体：交付対象者の合計人数に3万円を乗じて得た額（上限30万円）
- ② 全国大会
 - ア 個人：1人につき1万円
 - イ 団体：交付対象者の合計人数に1万円を乗じて得た額（上限10万円）
- ③ 関東大会等
 - ア 個人：1人につき5千円
 - イ 団体：交付対象者の合計人数に5千円を乗じて得た額（上限5万円）

3 施行期日：令和8年4月1日

4 令和8年度予算：30万円

5 本市在住者等の本件奨励金の対象大会への出場状況

【令和6年度実績】 国際大会：1名、全国大会：15名
【令和5年度実績】 国際大会：2名、全国大会：17名

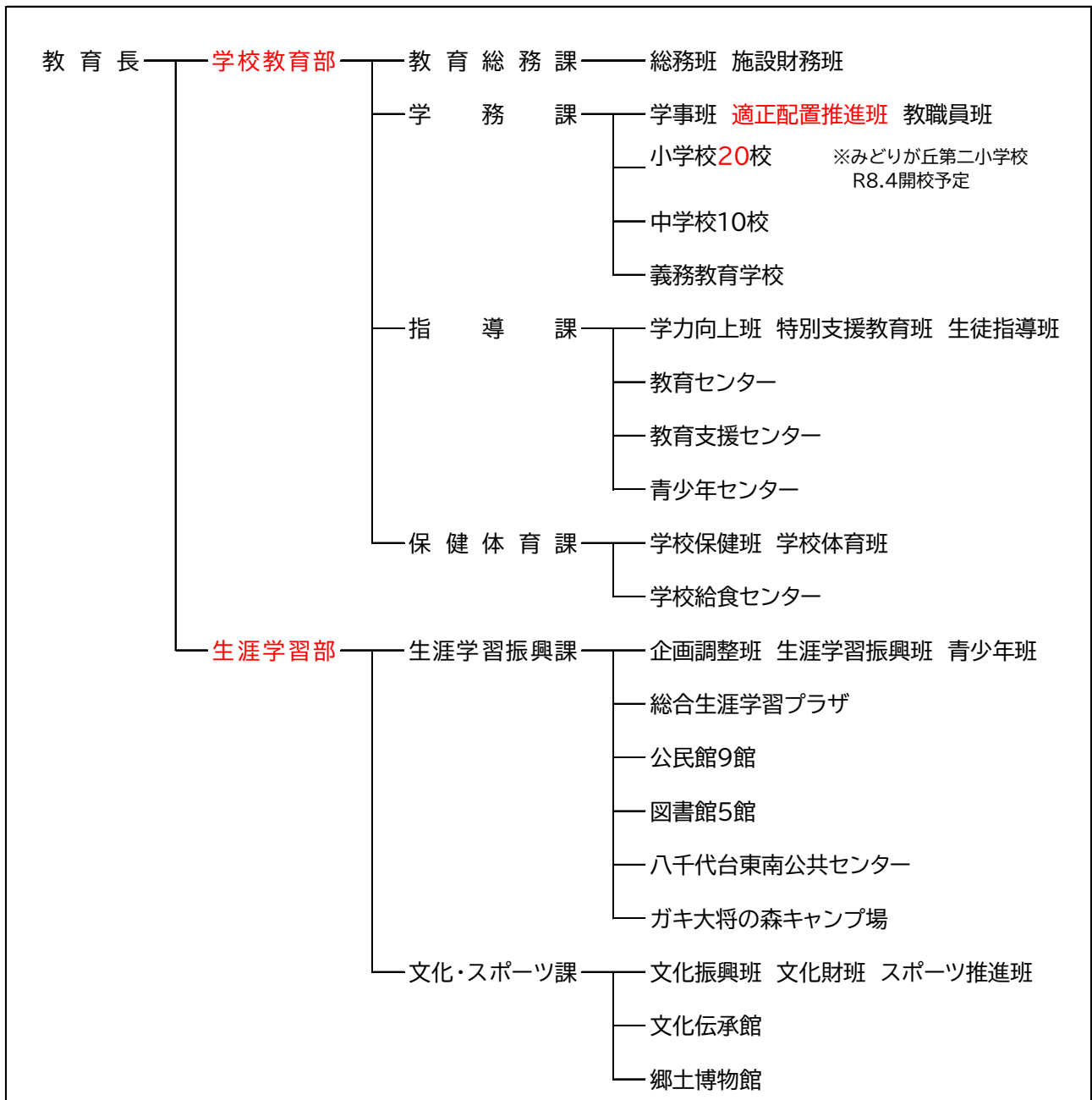
令和8年4月1日付け組織改正の内容

※令和8年4月1日施行予定

1 教育委員会

教育委員会を学校教育部門と生涯学習部門の2部制とし、学務課に適正配置推進班を配置

<組織体系図>

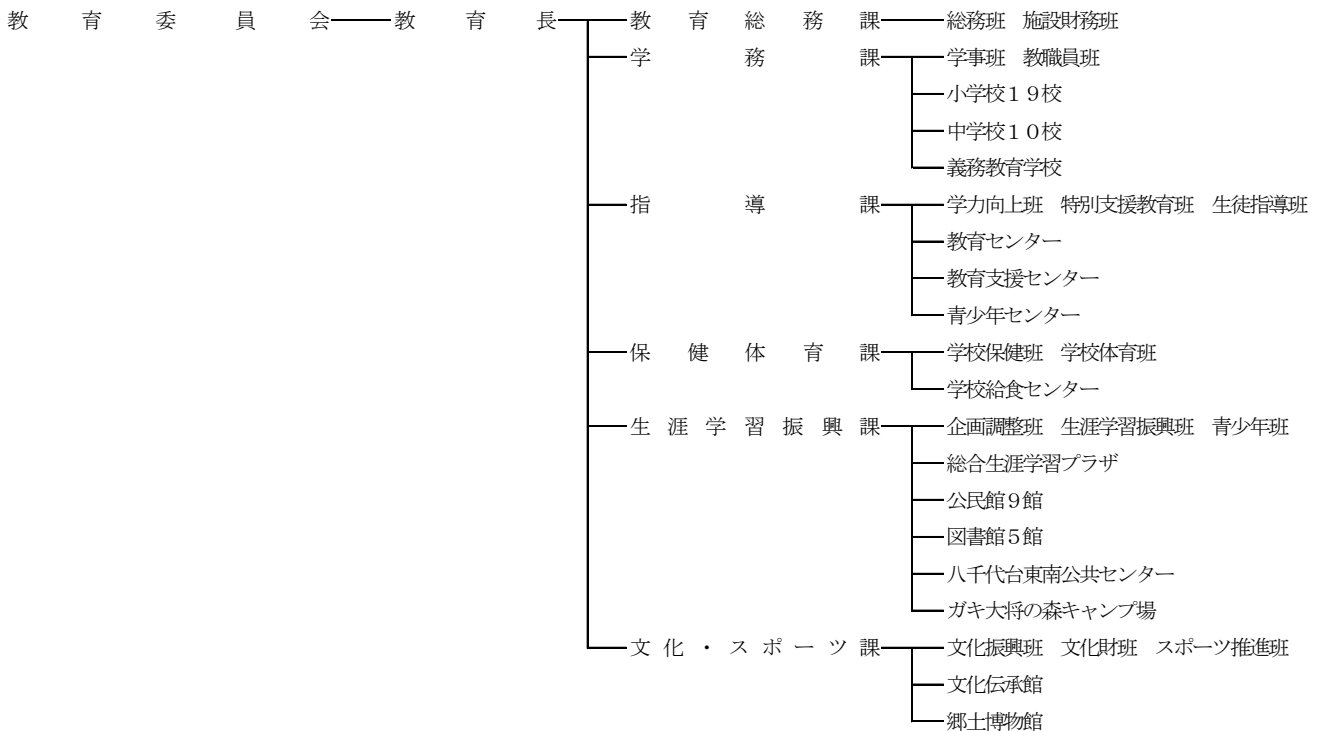


教育委員会事務局全体の事務を教育長が統括し、学校教育部門と生涯学習部門の長がそれぞれ担

任する事務について、指揮命令系統や責任の明確化を図り、よりわかりやすい組織体制とするため、学校教育部と生涯学習部の2部制とする。

学務課については、「学校の適正配置」において、西八千代地区では児童生徒数が急増している一方で、他の地区では小規模化傾向の学校があるなど、豊かな教育環境の確保を図る上で課題が生じている。これらの課題への適切な対応を図るため、「適正配置推進班」を新たに設置する。

【参考】 行政組織図（改正前）



令和7年度教育委員会第12回定例会

一部改正案に係る新旧対照表

目次

議案第1号	八千代市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の制定について	1
議案第2号	八千代市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について	8
議案第3号	八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について	11

新旧対照表の見方について

- 1 左側に「現行」として現在の条文を、右側に「改正案」として改正案文が入った条文を表示しています。
- 2 原則として改正のある条だけを抜き出しています。
- 3 改正がない項及び号は、「(略)」としています。
- 4 改正案文に『第○条中「A」を「B」に改める。』とある場合
→ 現行（左側）のAと改正案（右側）のBに下線が引かれています。
- 5 改正案文に『第△条第□項を次のように改める。』とある場合
→ 現行（左側）の第□項全文と改正案（右側）の第□項全文に下線が引かれています。
- 6 改正案文に『第○条中「C」を削る。』とある場合
→ 現行（左側）のCに下線が引かれています。（改正案（右側）には下線はありません。）
- 7 改正案文に『第△条中「D」の次に「E」を加える。』とある場合
→ 改正案（右側）のEに下線が引かれています。（現行（左側）には下線はありません。）
- 8 改正案文に『第○条の次に次の1条を加える。』とある場合
→ 現行（左側）は、空白です。改正案（右側）は、加えた条の全文に下線が引かれています。
- 9 改正案文に『第△条を削る。』とある場合
→ 現行（左側）の削る条の全文に下線が引かれています。改正案（右側）は、空白です。

八千代市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則
 (第1条の規定による八千代市教育委員会行政組織規則の一部改正)

現行	改正案
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 教育機関 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>)第30条に規定する学校その他の教育に関する施設をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定されたものに係る契約を結ぶことを申し出ること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(事務の専決)</p> <p>第11条 教育長は、所掌事務の処理について、<u>教育次長</u>、参事、課長及び主幹に専決させることができる。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 教育機関 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条に規定する学校その他の教育に関する施設をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定されたものに係る契約を結ぶことを申し出ること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(事務の専決)</p> <p>第11条 教育長は、所掌事務の処理について、<u>部長</u>、参事、課長及び主幹に専決させることができる。</p>

(課及び班の設置)

第13条 教育委員会事務局(以下「事務局」という。)に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に当該右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
教育総務課	総務班 施設財務班
学務課	学事班 教職員班
指導課	学力向上班 特別支援教育班 生徒指導班
保健体育課	学校保健班 学校体育班
生涯学習振興課	企画調整班 生涯学習振興班 青少年班
文化・スポーツ課	文化振興班 文化財班 スポーツ推進班

第14条 削除

(部、課及び班の設置)

第13条 教育委員会事務局(以下「事務局」という。)に次の表の左欄に掲げる部を置き、それぞれの部に当該中欄に掲げる課を置き、それぞれの課に当該右欄に掲げる班を置く。

部名	課名	班名
学校教育部	教育総務課	総務班 施設財務班
部	学務課	学事班 適正配置推進班 教職員班
	指導課	学力向上班 特別支援教育班 生徒指導班
	保健体育課	学校保健班 学校体育班
生涯学習部	生涯学習振興課	企画調整班 生涯学習振興班 青少年班
部	文化・スポーツ課	文化振興班 文化財班 スポーツ推進班

(部の事務分掌)

第14条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 学校教育部

- ア 教育行政の施策の総括に関すること。
- イ 学校の教育に関すること。
- ウ 学校の保健体育に関すること。
- エ 教育行政の施策に関し他の主管に属しないこと。

(2) 生涯学習部

- ア 生涯学習に関すること。
- イ 社会教育に関すること。
- ウ 青少年に関すること。

(教育次長)

第18条 事務局に教育次長を置く。

2 教育次長は、教育長を補佐し、職員の担任する事務を指揮監督する。

(参事及び主幹)

第21条 事務局に参事及び主幹を置くことができる。

2 (略)

エ 文化に関すること。

オ スポーツに関すること。

(部長)

第18条 事務局の部に部長を置く。

2 部長は、教育長を補佐し、職員の担任する事務を指揮監督する。

(次長、参事及び主幹)

第21条 事務局の部に次長、参事及び主幹を置くことができる。

2 次長は、部長を補佐し、部間の連絡調整及び部内の総合調整を行う。

3 (略)

別表(第15条)

課名	事務
教育総務課	(1) (略)
	(2) (略)
	(3) <u>教育委員会の会議並びに請願及び陳情に関すること。</u>
	(4) (略)
	(5) (略)
	(6) (略)
	(7) (略)
	(8) (略)
	(9) (略)
	(10) (略)
	(11) (略)
	(12) (略)
	(13) (略)
	(14) (略)
	(15) (略)
	(16) (略)
	(17) (略)
(略)	(略)
生涯学習振興	(1) (略)

別表(第15条)

課名	事務
教育総務課	(1) (略)
	(2) <u>部内の連絡調整に関すること。</u>
	(3) (略)
	(4) <u>会議並びに請願及び陳情に関すること。</u>
	(5) (略)
	(6) (略)
	(7) (略)
	(8) (略)
	(9) (略)
	(10) (略)
	(11) (略)
	(12) (略)
	(13) (略)
	(14) (略)
	(15) (略)
	(16) (略)
	(17) (略)
	(18) (略)
(略)	(略)
生涯学習振興	(1) <u>部内の連絡調整に関すること。</u>
	(2) (略)

課	<u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> <u>視聴覚教材センターの運営に関すること。</u> (13)～(25) (略) (26) <u>地域学校協働本部</u> に関すること。 (27) (略)
(略)	(略)

課	<u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略) (13)～(25) (略) (26) <u>地域学校協働活動</u> に関すること。 (27) (略)
(略)	(略)

八千代市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則
 (第2条の規定による八千代市教育支援委員会規則の一部改正)

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 八千代市における心身に障害のある児童及び生徒(以下「心身障害児」という。)の就学前における適正な就学の指導及び就学後における一貫した支援を行うため、八千代市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に<u>八千代市中心身障害児就学指導委員会</u>(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>八千代市教育委員会指導課</u>において処理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 八千代市における心身に障害のある児童及び生徒(以下「心身障害児」という。)の就学前における適正な就学の指導及び就学後における一貫した支援を行うため、八千代市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に<u>八千代市教育支援委員会</u>(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>八千代市教育委員会学校教育部指導課</u>において処理する。</p>

八千代市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則
(第3条の規定による八千代市教育委員会公印規則の一部改正)

現行	改正案
<p>(公印事務の統括)</p> <p>第4条 公印に関する事務は、<u>八千代市教育委員会教育総務課長</u>(以下「教育総務課長」という。)が統括する。</p>	<p>(公印事務の統括)</p> <p>第4条 公印に関する事務は、<u>八千代市教育委員会学校教育部教育総務課長</u>(以下「教育総務課長」という。)が統括する。</p>

八千代市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

現行	改正案
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>教育次長</u> 組織規則第18条に規定する<u>教育次長</u>をいう。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>部</u> 組織規則第13条に規定する部をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>主管部</u> 当該事務を所掌する部をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>部長</u> 組織規則第18条に規定する<u>部長</u>をいう。</p> <p>(12) <u>次長</u> 組織規則第21条に規定する<u>次長</u>をいう。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p>
<p>(決裁の順序)</p> <p>第4条 事務は、原則として当該事項に係る事務を主管する主査の意思決定(以下「決定」という。)を受けた後、順次直属上司の決定<u>関係課の合議</u></p>	<p>(決裁の順序)</p> <p>第4条 事務は、原則として当該事項に係る事務を主管する主査の意思決定(以下「決定」という。)を受けた後、順次直属上司の決定を経て、決裁</p>

を経て、決裁責任者の決裁を受けなければならない。

(教育長代決者)

第5条 教育長が不在のときは、教育次長がその事務を代決する。

2 教育長及び教育次長がともに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

(教育次長代決者)

第6条 教育次長が不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

(教育次長の専決事項)

第11条 教育次長の専決できる事項は、八千代市事務決裁規程(昭和42年八千代市訓令甲第6号。以下「事務決裁規程」という。)別表第1の決裁区分中部長に属する事項とする。ただし、教育長が特に必要と認める事務については、この限りでない。

別表(第12条第2項)

課長名	専決事項
(略)	(略)
生涯学習振興課長	(1)～(4) (略) (5) 視聴覚教材に必要な設備、器材及び資料の管理並

責任者の決裁を受けなければならない。

(教育長代決者)

第5条 教育長が不在のときは、主管部長がその事務を代決する。

2 教育長及び主管部長がともに不在のときは、主管部次長がその事務を代決する。

(部長代決者)

第6条 部長が不在のときは、主管部次長(次長が置かれていないときは、主管課長)がその事務を代決する。

(部長の専決事項)

第11条 部長の専決できる事項は、八千代市事務決裁規程(昭和42年八千代市訓令甲第6号。以下「事務決裁規程」という。)別表第1の決裁区分中部長に属する事項とする。ただし、教育長が特に必要と認める事務については、この限りでない。

別表(第12条第2項)

課長名	専決事項
(略)	(略)
生涯学習振興課長	(1)～(4) (略)

	<u>びにこれらの利用</u> <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略)		<u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

現行	改正案
<p>(基本的な方針の作成等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第19条 協議会の事務は、教育委員会事務局において処理する。(略)</p>	<p>(基本的な方針の作成等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第19条 協議会の事務は、教育委員会事務局において処理する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、協議会の会議に関する事務については、当該協議会が設置される対象学校ごとにおいて処理する。</u></p>

八千代市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画（案）



令和8年3月

八千代市教育委員会



はじめに

本市の学校教育の強みは、『全ての先生方が真っすぐに、直向きに、子どもたちと向き合いながら、しなやかで温かな愛と情熱にあふれた教育に尽力されている』ことにあります。この確かな人間性と専門性こそが、子どもたちの学びを支え、未来を切り拓く力を育んできました。私たちは、この強みを基盤に、教師の主体性と機動性等を最大限に生かす教育改革を「八千代スタイル」として推進し、子どもたちが自らの人生を創造し、変化の時代をしなやかに生き抜く力を育む教育をめざしてまいります。

その実現には、教師が健康で、心豊かに、専門性を発揮し続けられる環境づくりが不可欠です。改正給特法および国の指針を踏まえ策定した本計画は、「全ての子供たちへのよりよい教育の実現」を支える基盤として、教育職員の業務量の適正化と健康確保を一体的かつ包括的、総合的に推進するものです。校長と教育委員会が責任を明確にし、業務の見直しと時間外在校等時間の縮減等を着実に推進していきたいと考えます。

特に、「学校以外が担う業務」「教師以外が参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の三分類による業務の質的転換と量的削減を図り、教師が教師でなければできない業務に専念できる環境を整えます。また、取組の「見える化」を進め、地域総がかりで学校を支える体制を構築し、持続可能な教育の実現をめざします。

また、これまでも本市では、仕事と生活が相互に高め合うワーク ライフ シナジー (WORK LIFE SYNERGY)、生活の中に自然に仕事的位置づくワーク イン ライフ (WORK IN LIFE) という新たな視点を取り入れてまいりました。今後は、教育職員が「働きたい」との思いをこれまで以上に実感でき、さらに高まることを目指した『働きたい改革』を推進します。「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、教育職員のウェルビーイングを高めることが子どもたちの学びの質をさらに向上させると確信しております。

本計画は、未来の潮流を踏まえつつも、本市が誇る「地域の力と教師の人間性」を核に据えた『八千代スタイル』を基調に、子ども一人ひとりが学習者として夢中になって追究する学びと、先生方みんなが輝く職場づくりを着実に進めるための環境整備につなげるものです。これからも、八千代市らしい教育改革を力強く推し進め、未来を担う子どもたちのために、最適なる教育環境を共想、共創してまいります。

令和8年3月

八千代市教育委員会
教育長 嶺岸 秀一

< 目次 >

1 計画の趣旨・現状	P. 3
2 目標	P. 4
3 計画の期間	P. 4
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	P. 4～6
5 関連する取組, 今後のフォローアップ	P. 6～7

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、市内すべての教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しつつ、専門性を最大限に発揮して、児童生徒の教育に邁進できることを目指している。そして、教育職員の働きやすさと働きがいと両立できれば、学習指導要領の理念に沿う教育が達成できると考えている。この策定にあたっては、文部科学大臣の指針はもちろん、地方公務員法や教育職員の給与等に関する特別措置法等の関係法規に基づくものとする。

教育基本振興計画（令和5年6月16日閣議決定）で掲げる「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現させるには、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念できる環境づくりが不可欠である。

より良い労働環境を構築することは、単に超過勤務を減少させることではない。働き方改革の目的の一つは、従来の会議や学校行事等を精選し、さらに授業改善に伴う生徒理解を徹底することで、教育職員の本分である教材研究等の時間を創出することである。もう一つの目的は、働き方改革を通じて自分と家族を大切に、趣味や地域での活動等を通して、人として教育者としての資質向上を目的としている。

八千代市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、八千代市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。特に、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を推進することで、誰一人取り残さない教育を実践していく。

(2) 本市の現状

八千代市では、「教育課程・業務改善検討委員会」を設置して、児童生徒の生命や健康安全を最優先とするとともに、教育職員の働き方改革を推進し、様々な教育環境の適正化を図ってきた。特に、近年取り組んできた主な内容は、授業時数や学校行事あるいは市内行事の在り方の見直し、部活動地域展開の推進と進捗状況の把握、ガイドラインを遵守した適切な部活動運営、「旅行・集団宿泊的行事」の見直し、ICT機器更新による働き方改革など、多くの課題についてである。また、毎月各小中義務教育学校から、「勤務実態整理簿」を提出してもらい、45時間超過勤務者の氏名・年齢・超過勤務時間・主な業務内容・校長との面接実施日を確認している。そして、各校のデータを集積・分析し、考察とアドバイスを添えて、各校管理職にデータを送信している。

こうした取組の結果、令和6年度における八千代市の教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりであった。

令和6年度	月45時間を上回る割合
小学校（義務前期含む）	40%
中学校（義務後期含む）	57%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合について「八千代市学校教育推進計画」で示した目標を達成する。
- ② 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする。
(令和6年度の平均取得日数：16.4日)
- ② 毎年度のストレスチェックにおいて「上司からの支援」と「同僚からの支援」の項目の平均値が全国の平均値を上回る。* 数値は高い方がよい
(令和6年度結果：9.0 全国：8.6 令和7年度結果：9.1 全国：7.8)
- ③ 毎年度のストレスチェックにおいて「職場の対人関係上のストレス」と「職場環境によるストレス」の項目の平均値が全国の平均値を下回る。* 数値は低い方がよい
(令和6年度結果：4.0 全国：3.9 令和7年度結果：3.8 全国：4.3)
- ④ 毎年度のストレスチェックにおいて「働きがい」の項目の数値が全国の平均値を上回る。
* 数値は高い方がよい
(令和6年度結果：3.3 全国：3.2 令和7年度結果：3.3 全国：2.8)

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

八千代市では、国の指針¹に基づき本計画期間中の重点事項として、以下の内容について推進をしていく。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・ 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会（学警連）において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・ 教育職員の業務負担軽減の視点を踏まえた学校徴収金の要領及びマニュアルを整備し、

¹ 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年1月17日 告示）

学校徴収金に係る教育職員の負担軽減を図る。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動を行う関係者間の連絡調整については、地域学校協働活動推進員が中心となって行うものとし、地域学校協働活動への児童生徒の参加に伴う連絡調整については、地域学校協働活動推進員と学校が連携を取って行うものとする。
- ・地域学校協働活動推進員と学校との連絡調整については、副校長及び教頭に責任や負担が集中しないよう、教育職員に適切な役割分担を行うものとする。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者へ相談窓口（八千代市教育委員会学務課・指導課・教育センター）の設置についての周知徹底を図る。
- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備することにより、八千代市教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を強化する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

⑦学校の広報資料・ホームページの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、校長・教頭・教務主任や情報主任等が中心となって積極的に参画しつつ、必要に応じて各種ヘルプデスクやICT支援員を活用する。

⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・八千代市教育委員会（主に教育センター）と連携を図りながら、業務委託業者がサポートする。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・学校プールについては、施設劣化や学校規模等の状況を踏まえ、比較的近隣に活用可能施設がある学校における民間施設等の活用を検討していく。
- ・体育館等の地域開放施設・設備の管理業務については、八千代市教育委員会（文化・スポーツ課）主導で事務手続き等を引き続き継続する。

⑩部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が定めるところにより、休日における部活動の地域展開を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑪授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフの全校配置を今後も継続できるよう千葉県教育委員会へ要望する。
- ・学習システムや業務採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑫支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・不登校児童生徒への対応にあつては、学校内外の教育支援センターのサポート体制を充実させるとともに、学校と市や県の相談機関との連携強化に努める。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、特別支援教育介助員等必要な人材の学校派遣の拡充に努める。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数を設定する。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間（会議等）の勤務時間内での設定など、柔軟な教育課程の編成を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、当該校の校長による面接指導を徹底する。
- イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックの受検率を上げ、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を紹介する。
 - * 『こころの耳（厚生労働省）』、『ハラスメント相談窓口（千葉県）』
『教職員のメンタルヘルスオンライン相談（公立学校共済組合）』 など
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- カ 学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に6日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

- (1) 取組の確実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を八千代市教育委員会が把握するとともに、各校管理職に報告し助言や指導を行う。また、集計内容を八千代市教育委員会内の会議及び総合教育会議で報告をする。
- (2) 学校での児童生徒の支援に専門的な知見を有する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 八千代市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間（月100時間超過）となっている教育職員が2か月連続でいる学校については、当該学校の校長を訪問し、個別の支援・指導を実施するなど速やかに改善できるようにする。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周

知を行うとともに、管理職向けに千葉県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するように促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえて、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

八千代市学校運営協議会委員の任命に係る規定について

【八千代市学校運営協議会規則一部抜粋】

第 7 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 地方教育行政等の学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 対象学校の教職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

●八千代市学校運営協議会委員の主な例

第 7 条第 1 項各号	想定している主な役職・所属
1 号 保護者	P T A, 保護者会, 父親の会, 当該校に児童・生徒が通学している保護者等
2 号 地域住民	自治会, 青少年育成連絡協議会, 青少年学校外活動支援事業実行委員会, 社会福祉協議会, 民生委員児童委員, 青少年相談員, スクールガード, ボランティア, 卒業生等
3 号 対象学校の運営に資する活動を行う者	地域学校協働活動推進員
4 号 地方教育行政等の学識経験を有する者	幼稚園・保育園等の職員, 特別支援学校・高等学校・大学等の教職員, 元教職員等
5 号 対象学校の校長	校長
6 号 対象学校の教職員	副校長, 教頭, 教務主任等
7 号 その他教育委員会が適当と認める者	公民館及び図書館の館長等